

美里町地域防災計画

（一般災害対策）

令和5年5月25日 修正

美 里 町 防 災 会 議

目 次

第1章 総 則	1	第11節 食料品等物資供給計画	44
第1節 目 的	1	第12節 応急仮設住宅の建設計画	44
第2節 計画の性格及び基本方針	1	第13節 飲料水供給計画	45
第3節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱	1	第14節 障害物の除去計画	45
第4節 町の災害要因と災害想定	3	第15節 廃棄物処理計画	47
第5節 その他	4	第16節 清掃計画	48
		第17節 医療助産計画	49
		第18節 死体の捜索及び収容埋葬計画	50
		第19節 防疫計画	50
		第20節 交通輸送計画	51
第2章 災害予防計画	5	第21節 労務供給計画	52
第1節 災害危険区域(個所)調査及び事前指導計画	5	第22節 文教対策計画	53
第2節 風水害予防計画	5	第23節 地震災害応急対策計画	53
第3節 火災予防計画	7	第24節 緊急消防援助隊応援要請計画	53
第4節 危険物災害予防計画	7	第25節 自衛隊派遣要請計画	54
第5節 地すべり等予防計画	8	第26節 災害義援金品募集配分計画	55
第6節 林野火災予防計画	<u>9</u>	第27節 その他災害応急対策に必要な事項	56
第7節 災害時の通信	9		
第8節 気象観測施設等整備計画	<u>10</u>	第4章 災害復旧対策計画	57
第9節 防災知識普及計画	10	第1節 災害施設復旧計画	57
第10節 防災訓練計画	<u>14</u>	第2節 生業回復等の資金確保計画	57
第11節 自主防災組織育成計画	<u>16</u>		
第12節 防災関係機関等における業務継続計画	18	※避難所一覧（別表）	
第13節 受援計画	18		
第3章 災害応急対策計画	20		
第1節 防災組織計画	20		
第2節 動員配置計画	23		
第3節 気象予警報等伝達計画	26		
第4節 災害情報通信計画	30		
第5節 災害広報計画	31		
第6節 避難収容計画	31		
第7節 水防計画	38		
第8節 消防計画	41		
第9節 救出計画	43		
第10節 食料供給計画	43		

第1章 総 則

第1節 目 的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、美里町防災会議が作成する計画であって、町、関係機関、住民等がその全機能を発揮し、相互に有機的な関連をもって町全域にかかる災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、町域における土地の保全と住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格及び基本方針

1. 計画の性格

(1) この計画は、美里町防災会議が作成する「美里町地域防災計画」の「一般災害対策編」として、本町における各種災害の防災上必要となる災害予防、災害応急対策及び災害復旧に係る諸施策について定めるものとする。

この計画に定めのない事項及び地震・津波の災害対策については、「美里町地域防災計画」の「震災対策編」に定めるところによる。

(2) 「美里町地域防災計画一般災害対策編」の策定及び運営にあたっては、国の「防災基本計画」及び、熊本県の「熊本県地域防災計画」に基づき実施することから、指定行政機関及び指定公共機関が作成する「防災業務計画」と密接な連携を図ってゆくものとする。さらに、国土強靱化基本法第13条の規定に基づく「熊本県国土強靱化地域計画」とも十分な調整を図るものとする。

(3) この計画は、各種災害に関して、防災関係機関相互の密接な連絡調整を図るうえで基本的な大綱を示すもので、その実施細則については、さらに関係機関において別途マニュアル（災害対応マニュアル、業務継続計画、避難所運営マニュアル、物資供給マニュアル、災害廃棄物処理計画、災害時受援計画等）を作成する等具体的に定めるものとする。

2. 計画の基本方針

この計画は、防災関係機関が必要な体制を確立し、その実施責任を明確にするとともに、総合的、計画的な各種災害対策の整備及び推進を図るものである。

この計画の樹立及び推進に当たっては、次の事項を基本とするものとする。

- (1) 自主防災体制の確立
- (2) 防災関係機関相互の連携・協力体制の強化
- (3) 男女共同参画の視点からの防災体制の確立
- (4) 各種災害対策の推進
- (5) 関係法令の遵守

第3節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

防災に関し、関係機関はおおむね次の事務又は業務を処理する。

機 関 名	事 務 又 は 業 務
美里町	1. 美里町防災会議に関する事務 2. 防災意識の高揚啓発及び防災組織の育成指導 3. 防災に関する施設の整備及び必要物資の備蓄 4. 災害発生及び被害拡大等の防止対策 5. 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査 6. 被災者の救助、救護措置及び復旧対策 7. 災害時の保健衛生、文教及び交通等の対策 8. 住家被害の調査、り災証明書の発行 9. その他所掌事務についての防災対策

機 関 名		事 務 又 は 業 務
指定 地方 行政 機関	熊本県 宇城地域振興局 (総務部) (土木部) (保健福祉環境部)	1. 防災に関する施設の新設、改良及び復旧対策 2. 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査 3. 水防その他の応急措置 4. その他所掌事務についての防災対策
	熊本河川国道事務所 緑川ダム管理所 企業局発電総合管理所	1. 防災に関する諸施設の整備点検 2. 災害に関する情報の収集及び交換 3. その他所掌事務、業務についての防災対策
指定 地方 行政 機関	熊本森林管理署	1. 国有林野等の森林治水事業及び防災管理 2. 災害予防、災害応急対策
	福岡食糧事務所 (熊本事務所)	1. 主要食料の需給対策
	宇城警察署	1. 災害時の治安、交通、通信等警察行政に関する対策 2. 災害時の人命救助、避難誘導等
	宇城広域連合消防本部	1. 火災他各種災害予防 2. 水火災等の応急対策 3. り災者救出等被災者の救出救護
	堅志田郵便局 砥用郵便局	1. 郵便の運行確保対策 2. 災害救助物資、小包郵便物の料金免除等
	消防団	1. 災害及び応急復旧対策
	九州産業交通 (株) (松橋営業所) 熊本バス (株) (甲佐営業所)	1. 災害時における人員及び救助物資等緊急輸送対策
指定 公共 機関・ 指定 地方 公共 機関	NTT 西日本 (熊本支店)	1. 電信電話施設の保全、保安対策 2. 災害非常通話の調整対策及び気象予警報の伝達
	九州電力 (株) (熊本東配電事業所)	1. 電力施設の保全、保安対策 2. 災害時における電力供給確保
	下益城郡医師会	1. 被災者の応急対策
	産業資源循環協会 宇城支部	1. 災害廃棄物処理対策
	熊本宇城農業協同組合 (下東支所) 緑川森林組合	1. 農林水産関係の被害調査及び協力 2. 農作物、林産物等の災害応急対策及び指導 3. 被災農林家に対する融資、あっせん並びに飼料、肥料等の確保、あっせん 4. 安全管理の徹底並びに防災施設の整備
公共 的 機 関	土地改良区	1. 水こう門等の整備及び防火管理 2. 農地及び農業用施設の被害調査
	商工会	1. 商工関係の被害調査並びに融資、あっせん 2. 災害時における物価安定対策 3. 救助物資、復旧資材の確保及び協力
	嘱託員会	1. 災害情報及び被害状況の収集報告
	婦人会・女性消防隊	1. 炊き出し等の協力

第4節 町の災害要因と災害想定

1. 町の地勢及び気候風土

本町は、熊本県の中央部に位置し、北から東にかけ上益城郡甲佐町、御船町及び山都町、西は宇城市、南は八代市に接している。地形的には九州山脈の余派を受け、雁俣山等標高 1,000m 超の山が連なる南東部をはじめ大部分が山岳丘陵となっており、平野部は中央部と北部にわずかに広がる山村である。

また、町を東から西へと流れる緑川は、釈迦院川、白石野川、津留川が合流して甲佐町へと注ぎ、瀬戸山に端を発する浜戸川は、北部の平地を通り宇城市へと流れている。

このような地理的条件から、寒暖の差が著しいなど特有の内陸的気候を示し、梅雨期には多雨地域となり、台風の進路によっては驚くべき豪雨出水をもたらすこととなる。本町における主な気象災害は、気象の特性と近年特に進んでいる山地荒廃、その他の諸要因が重なって起こるものである。

2. 被害の状況

＜過去の主な災害＞

○ 昭和46年7月21日～22日	集中豪雨	浸水、家屋・農林産物被害
※ 21日22時～22日5時降雨量300ミリ		
○ 昭和47年7月6日	集中豪雨	浸水、家屋・農林産物被害
○ 昭和57年7月23日～25日	集中豪雨	〃
○ 昭和63年5月3日	集中豪雨	〃
○ 平成3年9月27日	台風19号	〃
○ 平成11年9月23日～24日	台風18号	〃
○ 平成19年7月6日～7日	集中豪雨	〃
○ 平成28年6月20日～21日	集中豪雨	〃

＜過去の最大降雨量＞（昭和56年以降）

○ 1時間	98ミリ (H28.6)	93ミリ (旧)
○ 3時間	185ミリ (H28.6)	172ミリ (旧)
○ 1日	320ミリ	240ミリ (H28.6)
○ 月間	1,236ミリ	

＜累計平均降雨量＞

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
降雨量	74	90	102	191	189	415	285	197	171	96	68	79

3. 災害の想定

防災計画の策定にあたって一番重要なものは、災害時の被害想定である。過去の被害実績、資料もとに想定した。

(1) 台風

東南に九州山地の連峰があるため、台風が九州の西側を進む場合の方が崖崩れ、河川堤防決壊、家屋、農作物等への被害が大きい。しかし、東側を進む場合も山間部では大雨による崖崩れ、土石流等の災害が発生する恐れがある。

台風の半径	400km	最大風速	35m/秒
中心気圧	960h p	降雨量	250ミリ

(2) 豪雨

梅雨前線が停滞し、本町全域に集中豪雨がある場合、次の降雨量を想定する。又、地理的にも局地的な災害が予想される。

1時間降雨量	50ミリ	1日降雨量	250ミリ
3時間降雨量	120ミリ	総降雨量	400ミリ

(3) 大規模な火災

過去の災害例、地理的条件、家屋の密集状況、水利等の関係から大火災発生の危険度が高い地域を想定した。
いずれも発生時刻は午前0時、風速10mの条件下とした。

- 土喰、原町、永富地区
- 三本松地区
- 佐俣、小筵地区
- 萱野地区
- 堅志田、大沢水、有安地区

第5節 その他

1. 防災計画の修正

防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、国、県の防災方針、町の情勢を勘案して毎年検討を加え、必要ある時は速やかにこれを修正するものとする。

2. 防災計画の周知徹底

本計画は、町職員、関係行政機関及びその他防災に関する主要施設管理者に周知徹底を図るほか、災害応急対策に必要な職員の教育訓練を充分行うものとする。

第2章 災害予防計画

第1節 災害危険区域(箇所)調査及び事前指導計画

災害発生が予想される区域又は箇所を把握、指定しておき、事前指導又は措置を講じ、もって災害を未然に防止するとともに、災害発生時における被害を最小限にとどめるなど災害応急対策が速かに実施できるよう定める。

1. 災害危険区域の指定

災害発生のおそれがある箇所は、別冊「災害危険箇所一覧」のとおりである。

2. 危険区域位置見取図

危険区域（箇所）位置把握のため位置見取図を作成し、調査担当課に備えつけておくものとする。

3. 危険箇所の調査

(1) 事前措置の対象となる設備又は物件の事前調査

町長は災害発生のおそれがあり、又は発生したときは、その災害が拡大されると認められる設備又は物件の除去又は措置について指示すべき箇所を事前に調査し、的確な指示ができるよう実情を把握しておくものとする。事前調査の期日は毎年梅雨入り前に実施する。ただし、措置状況等の調査は必要に応じて実施する。

(2) 設備、物件管理者への予告

(1) の調査により設備、物件等の除去又は措置を行う必要があると認めるときは、災害対策基本法59条の規定によりその除去又は措置すべき限度等について、これらの所有者又は管理者に対して文書により予告又は警告等、事前に指導するものとする。

第 号
年 月 日

様

美 里 町 長 ・

設備・物件の事前予告について

貴殿が管理又は所有している下記の設備・物件は、災害が発生した場合、被害が拡大するおそれがあるので、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第59条により 月 日までに措置されるよう予告します。

記

1. 設備・物件名
2. 設備・物件の数量
3. 措置の内容
4. その他

第2節 風水害予防計画

風水害を予防するために必要な事業又は施設の整備についての計画である。

1. 治山・治水対策

雨水の流出状況及び土砂の水流への流入状況を把握し円滑な排水を行うべく、町内河川の掘削、護岸等の改修整備、砂防事業の促進を図る。また、気候変動による水害リスクの増大に備えるためには、これまでの河川管理者等の取組みだけでなく、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国〔国土交通大臣〕及び都道府県知事が組織する「大規模氾濫減災協議会」、「都道府県大規模氾濫減災協議会」、「流域治水協議会」等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で行う治水「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築するものとする。

2. 道路橋梁対策

風水害に備えパトロールを強化し、道路、橋梁等の被害を防止し、又は被害の誘因となるものは、これを排除する等常に維持補修に努め、予防に万全を期す。

- (1) 道路面の流水防止
出水により水没する道路の嵩上げや横断勾配の整正等の道路整備及び側溝のしゅんせつに努めるが、構造上あるいは早急に整備できない箇所等は土のうで対処する。特に山間部からの流水に重点を置く。
 - (2) 橋梁の保全
橋脚の塵芥排除及び補修、橋台、石積みの洗掘箇所の補強に努める。
 - (3) 排水溝等の維持補修
側溝、集水弁等は常に点検し、塵芥、土砂等を取り除き、排水を妨げないよう機能の正常化に努める。
3. 農業関係対策
- (1) 農作物
 - ア 農業用施設等の管理指導
 - イ 倒伏、冠水等に関する対策並びに防除用農薬等の備蓄及び器具の整備
 - (2) 老朽化した農地、農業用施設（ため池、頭首工、水路、農道）の整備補強
 - (3) 畜産
 - ア 飼料の備蓄に関し農家及び取り扱い団体等に対する指導の強化
 - イ 防疫用資材、緊急医薬品及び器具の整備
 - (4) 林業
 - ア 保安林の造成
 - イ 林道、側溝、山地溪流の整備、清掃
4. 危険区域の警戒巡視
危険区域の警戒については、担当消防機関が巡視する。また、各所管課においては、6月から10月までの間は現地調査を厳に行い、警戒に万全を期す。
5. ダム管理者等からの連絡
ダム管理者及び溜池等の管理人は、特に雨期における貯水量に注意するとともに、その状況を町長に連絡するものとする。
6. 河川水位情報の収集および周知対策
台風や集中豪雨により河川の氾濫が危惧される場合、避難情報提供や被害拡大防止のため、気象庁や国土交通省、県などから積極的に情報を収集する。その結果、避難指示等を発令した場合には、ただちに防災行政無線、インターネット及び県防災情報メール配信システム等により住民に周知する。
7. 水防法に基づく対応
町は、水防法（水防法第14条）に基づく洪水浸水想定区域の指定があったときは、本計画において、次に掲げる事項について定めることとする。
- (1) 洪水予報等の伝達方法
 - (2) 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
 - (3) 浸水想定区域内で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの、要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設をいう。）で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なものの所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地
 なお、名称及び所在地を定めたこれらの施設については、町は、本計画において、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定めるものとし、避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示等を行うものとする。
 また、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、本計画に名称及び所在地を定められた全ての要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、これを市町村長に報告するとともに、策定した計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施し、この結果を町長に報告するものとする。

【浸水想定区域に位置する要配慮者利用施設】

番号	名称	所在地
<u>1</u>	<u>社会福祉法人十百千会</u> <u>障害者総合支援センターゆきぞの</u>	<u>土喰 148-1</u>
<u>2</u>	<u>社会福祉法人千寿会</u> <u>みんなの家</u>	<u>土喰 4</u>

<u>3</u>	<u>美里町老人福祉センター</u>	<u>永富 1510</u>
----------	--------------------	----------------

【土砂災害警戒区域に位置する要配慮者利用施設】

番号	名称	所在地
1	美里町老人福祉センター	永富 1510

第3節 火災予防計画

町民の生命財産を守るため、火災等による災害を未然に防止する計画であって、消防体制を強化し、化学的な予防施策を進め、防災知識の普及に努める。

1. 消防力の強化

- (1) 消防水利の定期検査を行い、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）に示す基準に従い整備を行うとともに、防火水槽及び消火栓の増強、自然水利の活用を図る。
- (2) 消防用機械器具は、火災発生に対応できるよう常に維持管理及び整備点検を行うとともに機器の充実を図る。
- (3) 消防団組織の整備及び消防体制の強化を図る。
- (4) 各地域の防火意識の高揚啓発及び自主防災組織の育成強化を図る。
- (5) 各企業における自衛消防体制の整備強化を指導する。

2. 火災予防査察の強化

消防法に基づき宇城広域連合消防本部が行う予防査察について、次のとおり実施の推進を図る。

- (1) 定期査察
年間査察計画の策定にあたっては、宇城広域連合消防本部と連絡を密にし、町内の対象物を定期的に査察するよう依頼する。
- (2) 特別査察
宇城広域連合消防本部消防長が特に必要と認めた場合、又は査察依頼があった場合には特別査察を実施するので、これに協力する。
- (3) 警戒査察
火災警報中その他特に警戒を必要とする場合に警戒査察を実施する。
- (4) 住宅査察
住民の協力を得、消防団幹部及び女性消防隊を中心に宇城広域連合消防本部と協力して一般住宅の防火診断を実施する。

3. 消防設備の整備推進

建築物に対する消火設備、警報設備、避難設備などの整備を推進する。

4. 火災予防運動の展開

- (1) 火災予防運動を春、秋実施するとともに必要に応じ実施する。
- (2) 広報紙、防災行政無線、広報車両等により防火思想の普及を行う。
- (3) 講習会、講演会、巡回等による一般啓発活動を行う。

5. 特殊建物火災予防の指導

公衆の集会所、多人数が勤務あるいは出入りする場所等に対しては、建物内部の進入順路、人命救助の方法、消火の方法等、あらかじめ万全の策を講じるよう指導する。

6. 耐震耐火構造の推進

火災による建築物の焼失は、そのほとんどが木造であることに起因している。そこで準市街化地及びその他の地域においては、消防力の強化整備とあいまって建築物の不燃化及び耐震化を促進しなければ災害予防は期せられない。従って老朽住宅等の建て替えに際しては、不燃住宅等防火建築の建物を強力に推進する必要がある。また、公共建物のうち老朽化による危険度の高い建物の新築にあたっては、耐震耐火建築物を建設するよう努める。

第4節 危険物災害予防計画

1. 危険物製造所・取扱所等の現況

本町における消防法の規制の対象となる危険物取扱所等の現況は、次のとおりである。

製造所	貯 蔵 所				取 扱 所			
	地下タンク 貯蔵所	移動タンク 貯蔵所	屋外タンク 貯蔵所	計	給油取扱	販売取扱	一般取扱	計
0	4	3	1	8	14	0	3	17

平成 24 年 4 月 1 日現在

2. 危険物貯蔵所等の予防措置

- (1) 危険物貯蔵所の予防査察は年 2 回以上実施し、消防設備の維持管理及び変更等の届出を励行させる。
- (2) 実務に携わる危険物取扱主任者に対しては、県庁主管課、危険物協会等と共催して再教育を実施し、法令の遵守及び資質の向上を図る。
- (3) 少量危険物は、宇城広域連合火災予防条例（昭和 49 年条例第 25 号）により技術上の基準が規定され届出の義務がある。これらには届出の励行を図るとともに危険物取扱免状を取得するよう積極的に指導する。
- (4) プロパンガスは、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 49 号）により通産省及び県の所管とされているが、一般家庭における普及と消費の増大は著しいものがあり、事故の発生も予想されるので、一般家庭及び販売店のプロパンガスを重点とした防災点検を実施する。

第 5 節 地すべり等予防計画

地すべり、山崩れ等の災害予防に必要な事業及び施設の整備についての計画である。

1. 地すべり防止対策

地すべり危険区域のうち地すべり防止地域については、地区指定を受け防止対策を推進する。また、梅雨期、大雨時には、雨水の排水に努めるとともに、常時巡回を行い、地勢の変化や湧水に異常が発見された場合は警戒体制を整え、必要に応じ町長は、避難について指示するものとする。

2. 崖崩れ及び土石流、急傾斜地崩壊防止対策（土砂災害警戒区域含む）

崖崩れ及び土石流、急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害警戒区域については、日頃から各地区の囑託員、区長、消防団員等を中心にパトロールを実施する。特に梅雨期及び台風期には特別パトロールを実施し、その状況を町長に連絡するとともに、必要に応じ地域住民に周知させ、災害の発生に備える。

さらに降雨により崖崩れ、土石流の危険が切迫していると認めるとき、町長は、その地域の住民に対し、警戒又は避難の指示をする。

3. 土砂災害対策

土石流・急傾斜地崩壊（がけ崩れ）の危険区域及び土砂災害警戒区域の警戒避難体制に関する事項を次のとおり定める。

(1) 警戒等基準雨量

区 分	前日までの連続雨量が 100mm 以上あった場合	前日までの連続雨量が 40 ～ 100mm あった場合	前日までの雨量がない場合
第 1 次警戒体制	当日の雨量が 50 mm を越えたとき	当日の雨量が 80 mm を越えたとき	当日の雨量が 100 mm を越えたとき
第 2 次警戒体制	当日の日雨量が 50 mm を越え時雨量が 30 mm 程度の強雨が降り始めたとき	当日の日雨量が 80 mm を越え時雨量が 30 mm 程度の強雨が降り始めたとき	当日の日雨量が 100 mm を越え時雨量が 30 mm 程度の強雨が降り始めたとき

(2) 第 1 次警戒体制においては、消防団員が危険区域の警戒巡視を行い、囑託員との連絡を密にするとともに、住民等に広報を実施する。

(3) 第 2 次警戒体制においては、住民等に対して避難準備を行うよう広報するほか災害対策基本法第 56 条に規定する警告、同法第 59 条規定する事前措置、同法第 60 条に規定する避難の指示等の措置を実施する。

(4) 避難施設は別表とし、予防的避難を促すものとする。

第6節 林野火災予防計画

1. 林野火災防止に関する啓発活動

林野火災防止については、随時一般住民への注意喚起に努め、林野火災の多発傾向にある3月を「林野火災防止運動月間」に定め啓発活動を行う。

- (1) 広報車による巡回広報、防災行政無線等による広報を実施する。
- (2) 教育機関における防火思想の普及啓発等に努める。

2. 林野火災防止の警戒措置

(1) 警戒伝達の徹底

宇城広域連合消防本部と連絡を密にし、乾燥注意報、火災気象通報を受けたときは、消防団に連絡するとともに、広報車、防災行政無線等により地域住民への周知を図る。

(2) 火入れ指導の徹底

町長は、火入れにあたっては、森林法（昭和26年法律第249号）第21条を厳守させるとともに、気象の状況が火災の予防上危険な状態であるときは、美里町火入れに関する条例及び宇城広域連合火災予防条例の定めるところにより火の使用（火入れ、煙火の使用等）の制限の徹底を図る。

(3) 巡視・監視の強化

町は、宇城広域連合消防本部等の協力を得て、気象状況が火災予防上危険であると認めるとき及び林野火災の多発期間中（1～3月）、行楽シーズン等山林へ多数の人が出入りする時期には、山林の巡視及び監視を強化し、火災予防上危険な行為の排除及び火災の早期発見に努める。

(4) 防火施設の充実

防火施設は、火災の早期発見と適切な消化、防火の措置により被害を最小限に防止するもので、森林の維持管理上、予防及び防火施設の整備充実を図る。

ア 警防施設

- (ア) 防火用器具、地図、無線通信設備の整備
- (イ) 予防施設（立看板、標識等）の設置
- (ウ) 林野火災の予防・防火技術の研修

イ 防火施設の整備

火災危険地区森林に延焼防止のための防火施設を整備する。

(ア) 防火線の構築

位置・構造については、地区森林の状況により最も効果的な施設を考慮する。

(イ) 防火林の造成

防火線敷きには火に抵抗性のある樹種を植栽し、延焼の防止及び火勢の抑圧を図るために防火林又は防火樹帯を造成する。

(ウ) 防火帯、防火道、防火用水等の整備及び指導

第7節 災害時の通信

予警報の伝達、情報の収集を的確に行い、災害応急対策を円滑に進めるためには、通信の確保が重要であり、有事に際し、その機能が有効適切に発揮できるよう通信施設の維持管理、活用を図り、多様化する住民への情報伝達手段を最大限に活用する。

1. 防災行政無線の活用

同報系及び移動系無線を有効に活用し、予警報の伝達、非常時の一斉緊急放送等、必要な情報を速やかに伝達する。戸別受信機については、全世帯への設置を進めていく。

なお、緊急地震速報や土砂災害警戒情報などの重要な気象情報は全国瞬時警報システム(J-ALERT)が受信する情報を防災行政無線(同報)から自動で放送を行うことで、迅速な伝達が可能となる。

2. 民間無線の利用

アマチュア無線等民間無線について、災害応急対策、情報収集等災害時における運用について日頃から協力体制の確立を図る。

3. 緊急速報メールの活用

NTT docomo、ソフトバンク、KDDI、楽天各社の携帯電話に対し、気象庁が配信する緊急地震速報や津波警報に加え、町からの災害・避難情報を、速やかに配信する。

また、熊本県防災情報メールサービスへの登録も促進する

第8節 気象観測施設等整備計画

気象観測に必要な施設について順次整備に努めるとともに、各関係機関と緊密な連絡を取り資料の収集活用に万全を期す。

なお、本町における気象観測施設の設置箇所は、次のとおりである。

名 称	所 在 地	観測種目	連絡方法	備考
緑川ダム管理所	畝野 3456 番地	水位・雨量	FAX・システム	
緑川発電所	柏川無明瀬	水位・雨量	FAX他	
県 砥 用	美里町古閑	雨量・土砂災害	システム	
県 砂 川	美里町白石野	雨量・土砂災害	システム	
中央庁舎監視局	馬場 1100 番地	雨量	無線回線	
白山観測局	坂本字白山 1721 番地 2	雨量	無線回線	
白石野観測局	白石野字ニツ嶽 986 番地	雨量	無線回線	
佐保観測局	佐保字下原 305 番地	雨量	無線回線	
津留川 (河川カメラ)	美里町大窪 (舞鹿野橋：津留川右岸)	河川水位	システム	
筒 川	美里町甲佐平（県道三本 松甲佐線）（田辺橋）	河川水位	無線回線	
津 留 川	美里町永富（越早津橋）	河川水位	無線回線	
釈迦院川	美里町岩野（機織橋）	河川水位	無線回線	
中 央 庁 舎	美里町馬場 1100 番地	雨量	無線回線	
砥 用 庁 舎	美里町三和 420 番地	雨量	無線回線	
浜 戸 川	美里町馬場（前田橋歩 道：浜戸川左岸）	雨量	無線回線	
堂 面 川	美里町永富（つるの川団 地内）（堂面川左岸）	河川水位	無線回線	

第9節 防災知識普及計画

1. 計画の方針

台風、大雨などによる災害を最小限に食い止めるためには、町や防災関係機関による災害対策の推進はもとより、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本について、町民一人ひとりが日頃から災害についての認識を深め、自らを守るとともにお互いに助け合うという「自助・共助」の意識と行動が必要である。

また、町は、地域における自助・共助の推進について、大雨や台風などの災害に備え、住民一人一人があらかじめ災害時の避難行動を時系列にまとめる「マイタイムライン（一人ひとりの防災行動計画）」の普及を初めとして町民や事業者に対して啓発を行うとともに、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家を活用し、地域防災リーダーや、率先して自ら避難することで他の町民の避難を誘発

する「率先避難者（ファーストペンギン）」の育成を図るものとする。

このため町や防災関係機関は、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針（平成18年4月21日中央防災会議決定）」を踏まえ、自らの職員及び町民に対し、災害に関する正しい知識や災害予防・災害応急措置等の防災知識の普及徹底を図り、防災意識の高揚を図るものとする。

なお、防災知識の普及は、災害予防・災害応急措置の実施の任にある各機関が、それぞれ普及を要する事項について単独または共同して行うものとする。

その際には、災害時要援護者への対応や男女双方の視点等に配慮するものとする。

また、町は、学校教育はもとより様々な場での総合的な教育プログラムを教育の専門家や現場の実務者等の参画の下で開発するなどして、災害と防災に関する県民の理解向上に努めるものとする。

2. 町職員に対する防災教育

台風、大雨などの災害発生時に地域防災計画の執行上の主体となる町職員には、災害に関する豊富な知識が必要とされるほか、これらの知識に基づく適切な判断力が求められる。

このため、町は、防災業務に従事する職員に対して次の防災教育を実施し、職員の災害に関する知識の習得及び判断力の養成を図り、防災体制の確立等防災活動の円滑な推進を図るものとする。

また、町は災害時に被災者の生活再建が遅滞なく行われるよう、平時から住家被害の調査や被災証明書の交付の担当部局等を定めるとともに、人材育成に努める。

(1) 教育の内容

- ア 美里町地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担
- イ 非常参集の方法
- ウ 各種災害の原因、対策等の科学的、専門的知識
- エ 過去の主な被害事例や過去の災害対応の教訓
- オ 防災関係法令の運用
- カ 防災システムの操作方法
- キ その他必要な事項

(2) 教育の方法

- ア 講演会、研修会等の実施
- イ 防災活動の手引き等印刷物の配布
- ウ 見学、現地調査等の実施

3. 住民に対する防災知識の普及の方法

防災知識の普及に当たっては、次の媒体を利用して行うこととし、ビデオ、疑似体験装置等の活用にも努めるものとする。

さらに、交通安全運動等の災害安全運動のなかに自然災害時における避難救助計画を加味して運動を実施するなど、できるだけ機会をとらえて関係職員および住民に対する防災知識の普及徹底を図るものとする。

また、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者への対応や男女双方の視点にも十分配慮するものとする。

(1) 町広報媒体等の利用

広報みさと等の印刷物、インターネットホームページ等

(2) 映画、スライドの利用

(3) 消防団等による広報車の巡回

(4) その他講習会、展覧会等の開催及び県が作成した防災ハンドブックの普及

4. 住民に対する防災知識の普及の内容

(1) 美里町県地域防災計画の概要

災害対策基本法第42条第4項に基づく「美里町地域防災計画」要旨の公表は、総務課が計画を作成し、または修正したときに、その概要を適宜普及周知を図るものとする。

(2) 災害予防および応急措置の概要

災害の未然防止もしくは軽減が、住民等に対する予防知識の普及徹底によって、十分図り得る事項については、予想されるそれぞれの災害シーズン前に普及徹底するよう努めるものとする。

前述の普及事項は、おおむね次のとおりである。

- ア 火災予防の心得
- イ 気象予警報等の種別と対策
- ウ 災害危険個所の認識
- エ 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
- オ 生活の再建に資する行動（被災後、片付けや修理の前に被災箇所等の写真を撮影すること）

- カ 台風襲来時の家屋の保全方法
- キ 農林水産物に対する応急措置
- ク 3日分（推奨1週間）の食糧（食物アレルギー対応食品等含む。）、飲料水、携帯トイレ、トイレトーパー等の備蓄
- ケ 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、健康保険証・おくすり手帳（コピーでも可）等）の準備
- コ 自動車へのこまめな満タン給油
- サ 夕方明るうちからの予防的避難
- シ 寝所位置の確認（斜面崩壊対策等）
- ス 防災行政無線個別受信機等のスイッチの立ち上げ
- セ 防災サイレン吹鳴の意義
- ソ 避難先および避難方法
- タ 通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- チ 避難が困難な場合の対応（深夜の豪雨など）
- ツ 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方や、企業や学校の計画的な休業・休校等について
- テ 避難生活のマナーとルール
- ト 防疫の心得および消毒方法等の要領
- ナ 災害時の心得
- ニ 自動車運転者のとるべき措置
- ヌ その他

（3）その他必要事項

5. 学校教育における防災知識の普及

（1）児童生徒等に対する防災知識の普及

学校における防災知識の普及は、体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保、防災に関する教材（副読本）の充実を図り、安全教育の一環として児童生徒等及び教職員の生命、身体を守るため行うものである。

防災知識の普及は、各教科、特別活動における指導も含め、学校教育活動全体を通して行うものであり、その内容や指導の方法については、次の内容を中心に、学校の種別や児童生徒等の発達段階に応じて工夫を行い、実態に即した防災知識の普及を行うものとする。

- ア 災害時の身体の安全確保の方法
- イ 災害時の自助、共助、公助の考え方とそれぞれの役割
- ウ 風水害等災害発生のしくみ
- エ 防災対策の現状

なお、風水害等の災害が発生した場合において、自らの命を守るため主体的な行動がとれるよう、住んでいる地域の特徴や過去の災害の教訓等について防災教育の中に取り入れるとともに、災害を想定した避難訓練等を実施するものとする。

また、災害時の保護者への児童の引き渡し方法について、あらかじめ検討し、周知するものとする。

（2）指導者に対する防災知識の普及

研修会等を通じて、災害時の保護者等への児童の引渡し方法などを検討し、指導者の防災に対する知識の強化を図るものとする。

また、教職員の中から防災に関する専門知識を有する人材を育成し、県内外の大規模災害発生時に学校を支援できる体制を整備する。

（3）保育所・幼稚園に対する助言・指導

町は、保育所及び幼稚園に対して必要に応じて指導、助言を行うものとし、保育所及び幼稚園は防災知識の普及に努めるものとする。

（4）学校における消防団員等が参画した防災教育の推進

町は、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

6. 防災上重要な施設の管理者等の指導

町及び防災関係機関は、防災上重要な施設の管理者に対し、次の内容を中心に防災対策研修等を実施し、その資質の向上を図るものとし、特に出火防止、初期消火、避難誘導等発災時に対処しうる体制の整備を推進するものとする。

（1）避難誘導等防災体制の整備

- (2) 風水害等災害の特性及び過去の主な被害事例
- (3) 危険物施設等の位置、構造及び設備の保安管理
- (4) 出火防止、初期消火等の任務役割
- (5) 防災業務従事者の安全確保
- (6) 危険物施設等の位置、構造及び施設の保安管理
- (7) 発災直後、建物の安全が確認できる点検方法の習熟（内閣府「大規模地震発生直後における施設管理者等による建物の緊急点検に係る指針」、文部科学省「学校施設における天井等落下防止対策のための手引」等参照）

7. 事業所の防災対策の促進

(1) 事業所の防災力向上

町及び県は、優良事業所表彰等、事業所の防災活動を積極的に評価することにより、事業所における従業員の防災意識や防災力の向上を図るものとする。

また、事業所を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うとともに、研修会等による企業防災担当者の人材育成を図るものとする。

事業所は、災害時に事業所の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続及び地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各事業所において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。

(2) 事業所に対する事業継続計画（BCP）策定支援

町及び関係機関は、事業所が災害発生に伴い通常の事業活動が中断した場合に、事業活動上、最も重要な機能を可能な限り短い期間で再開できるように事前に来客者・従業員等の安全確保、二次災害の防止等を含む事業継続計画（BCP）の策定及びBCPの継続的な運用・見直しを行う事業継続マネジメント（BCM）の構築を支援する。

特に中小企業等の支援に当たっては、町、県及び商工会・商工会議所は、連携して事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

(3) 要配慮者利用施設の避難訓練等の状況の確認

町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画の策定状況や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。

(4) 要配慮者利用施設の避難訓練等の状況の確認

町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画の策定状況や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。また、町は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

8. 防災知識の普及、訓練における要配慮者等への配慮

町は、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。

9. 外国人に対する防災知識の普及

町は、日本語を母国語としない外国人のために、外国語による表記やふりがなを付記する等分かりやすく説明した防災に関するパンフレットの作成、配付を行うなど要配慮者としての外国人に対して、防災知識の普及に努めるものとする。

加えて、外国人住民が平時から防災知識を学ぶことができるよう、町が行う防災訓練への外国人住民の参加促進や、外国人サポートセンターにおける多言語での生活情報発信、地域日本語教室におけるテーマ学習等に取り組む。併せて災害時に外国人を受け入れる避難所の運営を円滑にするため町職員の対応力向上を図るものとする。

また、外国人に対しては、県が熊本県国際協会を通じて行っている国際相談コーナーにおいて、防災についての相談及び情報提供に応じるものとする。

10. 防災知識の普及の時期

町及び防災機関は、「防災週間」、「防災とボランティア週間」等普及の内容により最も効果のある時期を選んで、適宜、防災避難訓練を実施するなど防災知識の普及啓発を行うものとする。

※ 防災の日：9月1日 津波防災の日：11月5日 防災とボランティアの日：1月17日

11. 防災相談

町及び防災機関は、住民に対する防災知識の普及活動の一環として、防災相談体制を整え、住民からの相談に随

時、適切に対応するものとする。

12. 災害教訓の伝承

町は、過去に起こった大災害の教訓を後世に伝えていくよう努めるものとする。

第10節 防災訓練計画

本計画は、災害対策基本法第48条及び水防法（昭和24年法律第193号）第28条に基づき災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害応急対策計画に定められている各種の応急措置が円滑に実施されるよう必要な訓練について定めるものとする。

町や防災関係機関は、地域防災計画、防災業務計画等の習熟、関係機関の連携体制の強化、住民の防災意識の高揚を図ることを目的に、関係機関の参加と住民その他関係団体の協力を得て、大規模災害を想定した訓練を実施するものとする。

また、訓練の際には、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に十分配慮するとともに男女双方の視点にも配慮するよう努めるものとする。

1. 総合防災訓練

(1) 目的

災害発生時には、家屋倒壊やガケ崩れ、増水による孤立等からの救出・救護、住民の避難・消火、通信や交通網の寸断等による混乱に対し、各種の対策が同時に要求される。

このような特性から、県総合防災訓練では、風水害とともに大規模地震・津波を想定した訓練を実施し、防災関係機関の職員の能力向上、防災関係機関相互及び防災関係機関と住民等との連携強化、さらには住民の防災意識の高揚を図るものとする。

訓練に当たっては、訓練効果が得られるよう、訓練の目的を明確にし、それに応じて地震・津波の規模や被害想定、訓練参加者、使用する機材、実施時間等の訓練環境等について、具体的な設定を行い、参加者自身の判断を求められる内容を盛り込むことや国・広域から応援を想定するなど、できるだけ実践的な訓練となるよう努める。

また、過去の災害の教訓を踏まえ、全ての住民が災害から自らの命を守るためには、一人一人が確実に避難できるようにすることが必要である。このため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや正常性バイアス（自分は災害に遭わないという思い込み）の危険性等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する必要がある。

(2) 訓練計画

町や防災関係機関は、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体及び地域住民等の協力のもと、開催地の地域特性等に応じた各種の個別訓練を有機的に連携した総合的な訓練を実施するものとする。

訓練の内容は概ね次のとおりとする。

- ア 情報収集伝達、避難勧告発令
- イ 安否確認
- ウ 避難誘導
- エ 災害警備
- オ 救出・救助
- カ 医療救護
- キ 消防
- ク 水防
- ケ 道路啓開
- コ 防疫

(3) 市町村の総合防災訓練

市町村が実施する総合防災訓練は、可能な限り他の防災関係機関や自主防災組織、地域住民等の協力を得て、県の総合防災訓練に準じて計画的に実施するものとする。また市町村単独実施が困難な場合は近隣市町村と合同での訓練実施を図る。

なお、県は、防災訓練アドバイザーの派遣等、市町村防災訓練実施の支援を行うものとする。

2. 広域防災訓練

町は、相互応援協定に基づき、広域的な応援が迅速かつ的確に実行できるようにするため、相互応援に関する広域防災訓練の実施に努めるものとする。

3. 複合災害想定訓練

町、防災関係機関は、様々な複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）を想定した図上訓練を行い、その結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。

4. 町や防災関係機関の個別防災訓練

災害発生時の活動の要となる防災関係機関については、その処理すべき事務又は業務を的確・迅速に処理することが要求されるため、繰り返し訓練を実施する必要がある。

このため、県・市町村をはじめとする防災関係機関は、単独又は共同で次の個別防災訓練を繰り返し実施し、各機関の災害対応能力の向上を図るものとする。

この場合、初動時の対処訓練や孤立地域対応訓練など具体的な事案を想定するとともに、実働訓練と図上訓練を組み合わせるなど効果的な訓練となるよう工夫を行うものとする。

- (1) 参集(非常呼集)訓練
- (2) 災害対策本部等設置訓練
- (3) 情報収集伝達(通信)訓練(津波情報伝達訓練)
- (4) 水防訓練
- (5) 消防訓練
- (6) 避難(誘導)訓練
- (7) 救出・救護訓練
- (8) 輸送訓練
- (9) その他必要な訓練

5. 住民等の訓練

災害発生直後においては、自主防災組織や事業所の自衛消防組織等による救出・救護、初期消火、避難誘導等の活動に期待することが大きく、これらの防災組織が災害発生時に適切な活動が行えるようにするためには日頃からの訓練の積み重ねが必要である。

このため、町や消防機関及び関係機関は、これらの防災組織の訓練について必要な助言及び指導を行うものとする。

なお、住民等が行う訓練については、自主防災組織のリーダーや地区ごとのリーダーの参加を求め、効率的、実践的な訓練実施に努める。

6. 学校教育等での訓練

学校教育や社会教育において、防災教育を積極的に推進するとともに、災害を想定した避難訓練等を実施するものとする。

なお、訓練に当たっては、防災関係機関や家族・自主防災組織・地域住民等の参加が可能となるよう工夫に努める。

7. 訓練の時期・場所等

- (1) 訓練の時期
「防災週間」及び「防災とボランティア週間」等啓発効果を含めて最も訓練効果のある時期を選んで積極的かつ継続的に実施するものとする。
- (2) 訓練の場所
訓練の内容・規模により、最も訓練効果をあげ得る場所を選んで実施するものとする。たとえば、土砂災害の危険がある地域、火災危険地域または急傾斜地崩壊危険区域等それぞれの活動が強く要請される場所等を選定するものとする。
- (3) 訓練の実施・指導等
町は、地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、昼間・夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。
- (4) 訓練の工夫
防災訓練の実施に当たっては、ハザードマップを活用するなどして、災害発生時の対応行動の習熟を図るよう努めることとする。
- (5) 訓練実施における災害時要支援者等への配慮
防災訓練を実施する際は、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児等災害時要援護者に十分配慮するとともに、男女双方の視点にも配慮するよう努めるものとする。
- (6) 訓練の検証
防災訓練の実施後は、訓練結果の事後評価を通して課題を明らかにし、その改善を行うとともに、次回以降の

訓練に反映させるように努めるものとする。

第11節 自主防災組織育成計画

本計画は、住民の隣保協同の精神と連帯感に基づく防災組織の整備充実を図り、防災意識の高揚並びに人命の安全を確保するため、自主防災組織を編成し大規模な災害、事故等に備えるものである。

自主防災組織の育成に当たっては、いつでもどこでも起こりうる災害による被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が重要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が県民運動として防災・減災のための行動をとることを目指して取り組むものとする。

1. 必要性

地震、風水害等の大規模な災害が発生した場合、通信・交通の途絶等により防災関係機関の活動能力が著しく低下することが予想される。

このような場合には、隣保協同の精神に基づく地域住民による防災活動が実施出来る体制を確立しておくことが、被害の未然防止・軽減を図るうえで、より有効な防災対策となる。

自主防災活動をより効果的に行うためには、地域ごとに住民が自主防災組織を結成し、日頃から訓練を積み重ねておく必要がある。

また、多数の者が利用し、従事する施設または危険物取り扱い事業所等で一定規模以上のものにおいては、地震等の災害発生時のパニックなどにより被害を増大させる危険性があり、施設従業員からなる自衛消防組織等の設置が法令で義務付けられているが、法令により義務付けられていない事業所であっても、自主的な防災組織の設置は、被害軽減のため有効である。

2. 地域住民等の自主防災組織

(1) 組織の育成指導及び強化

町は、自主防災組織の整備計画を定め、その結成を促進するとともに、自主防災組織の育成、強化に関して必要な助言及び指導等を行うものとする。また、平時からその活動状況を把握し、訓練等を通して連携体制を確保し、併せて、各自主防災組織間の意見交換・交流の場を設ける。

県は、自主防災組織に関する啓発活動、自主防災組織リーダー研修会、優良自主防災組織に対する表彰等を通じて、町が行う当該組織結成の取組みに対する支援を行うものとする。

また、県及び町は、自主防災組織相互間の情報交換及び連携の場として、自主防災組織活動推進協議会を通じ、自主防災組織の資質向上及び活性化を図る。

これらの取組みの中では、特に、設立・活動の手引きとなる設立実践マニュアルの配布や活動時に必要な資機材等の整備促進等に関する費用の補助を行い組織化を促進するとともに、養成講座等を通じて、自主防災組織の核としての活動が期待される防災リーダーの育成を図り、各地域の防災訓練や防災教育等への参加・活用を図る。

(2) 組織の編成単位

ア 住民が連帯感に基づいて、防災活動を行うことが期待出来る規模であること。

イ 住民の基礎的な日常生活圏域としての一体性をもっている地域であること。

(3) 組織づくり

既存の嘱託会等の自治組織を自主防災組織として育成することを基本とし、次のような方法により組織づくりをするものとする。その際、女性の参画の拡大に努めるものとする。

ア 嘱託区等の自治組織の活動の一環として防災活動を組み入れることにより自主防災組織として育成する。

イ 何らかの防災活動を行っている組織の活動の充実強化を図って自主防災組織として育成する。

ウ 女性団体、青年団体、PTA等その地域で活動している組織を活用して、自主防災組織として育成する。

エ 自主防災組織の活動を活発にするため、リーダー研修会の実施、モデル地域の紹介等を通じ、地域社会のリーダーに対する防災知識の啓発を行い、自主防災組織の中心となるリーダーの育成を図る。

(4) 活動計画の制定

組織の効率的な活動を推進するため、地域の規模、態様を充分生かした具体的な活動計画を制定するものとする。

(5) 主な活動内容

ア 平常時の活動

(ア) 防災に関する知識の普及

(イ) 地域と一体となった防災訓練の実施・参加（町や関係団体との連携した訓練等）

- ・避難指示等の地域への情報伝達訓練
- ・被害状況（地域住民の安否確認含む。）の把握、町への情報伝達訓練
- ・避難行動要支援者等に対する避難支援訓練
- ・避難所の運営訓練
- ・消火訓練

（ウ）情報の収集伝達体制の整備

（エ）火気使用設備器具等の点検

（オ）防災用資機材等の備蓄及び管理及び使用方法の確認

（カ）危険箇所の点検・情報共有

- ・地域の見廻り
- ・地域防災ハザードマップの作成

（キ）避難行動要支援者の把握

（ク）地域内にある他組織との連携促進

イ 災害時の活動

（ア）地域内の被害状況等の情報収集・町への伝達、初期消火活動（消火器や消火栓による消火活動など）

（イ）出火防止、初期消火の実施

（ウ）地域内における避難指示等の情報伝達避難誘導

（エ）地域住民に対する安否確認及び避難誘導

（オ）救出・救護活動への協力

（カ）避難行動要支援者への避難支援給食給水

（キ）避難生活における避難場所、避難所の運営等

（ク）見廻り等による避難所以外の避難者の情報の把握

（ケ）避難所における給食・給水及び物資配布等の協力力

3. 事業所の自衛消防組織等

大規模災害発生時には、多数の者が利用・従事し、又は危険物を製造・貯蔵する施設・事業所等では、火災の発生、危険物類の流出、爆発等により大規模な被害の発生が予想されることから、これらの被害の未然防止・軽減を図るため、施設等の代表者や責任者は、自衛消防組織等を結成し、あらかじめ消防・防災計画を定め、訓練を積み重ねておくものとする。

また、災害時に事業者の果たすべき役割（従業員・来客者等の安全確保、二次災害の防止、地域貢献等）を十分に認識し、事業所は、大規模災害時に被害を最小限に食い止め、重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定し、BCPの継続的な運用・見直しを行う事業継続マネジメント（BCM）を構築するよう努めるものとする。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する事業所は、町が実施する事業所との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

（1）事業所に対する指導

事業所の自衛消防組織等の設置について、法令に基づき指導する責任を有する関係機関は、所管事業所の指導を徹底するものとする。また、町・消防機関及び関係機関は、法令により自衛消防組織等の設置が義務付けられていない事業所に対しても、自主的防災組織の必要性を説き、代表者や責任者の理解・協力を得て、防災組織の育成・強化を図るものとする。

なお、町及び県は、事業所に対して地域コミュニティの一員として、地域の防災訓練等に積極的に参加するよう呼びかけるものとする。

（2）対象施設

ア 旅館、ホテル、学校、病院等多数の者が利用し、又は出入りする施設

イ 石油類の危険物、高圧ガス、火薬類、毒劇物等を貯蔵し、又は取り扱う製造所、貯蔵所及び取扱所

ウ 多数の従業員がいる事業所等で自衛消防組織等を設置し、災害防止にあたる効果が効果的である施設

エ 同一施設内に複数の事業所があり、協同して自衛消防組織を設置することが必要な施設

（3）組織づくり及び活動計画の策定

組織の効率的な活動を推進するため、それぞれの施設において適切な規約等を作成し、事業所の規模、形態により実態に応じた組織づくり及び具体的な活動計画の策定を行うものとする。

（4）主な活動内容

ア 平常時の活動

（ア）防災訓練の実施

- (イ) 施設及び設備等の点検整備
- (ウ) 従業員等の防災に関する教育の実施等

イ 災害時の活動

- (ア) 従業員等の安否確認
- (イ) 情報の収集伝達
- (ウ) 出火防止、初期消火の実施
- (エ) 避難誘導
- (オ) 救出・救護の実施及び協力
- (カ) 避難所の運営協力等

4. 地域住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等避難行動要支援者の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、当該地区の町と連携して防災活動を行うこととする。

また、町は、町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

なお、町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

5. 地域防災リーダー育成計画

自主防災組織の活動を活発化し、災害発生時の「自助」「共助」による「減災」を強力に推進するため、次の項目を通じて自主防災組織の構成員の防災に対する知識や技術を向上させ、地域防災リーダーとして育成する。

- (1) リーダー研修会の実施
- (2) 火の国ぼうさい塾への参加促進
- (3) 総合防災訓練への参加

第12節 防災関係機関等における業務継続計画

町は、大規模災害時においても災害対応等の業務を適切に行うため、あらかじめ業務継続計画（BCP）を定めるものとする。

なお、災害時に災害応急対策や復旧・復興の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画（BCP）の策定等に当たっては、次の事項を盛り込むものとする。

- (1) 組織の長が不在の場合の明確な代行順位及び職員の参集体制
- (2) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- (3) 電気、水、食料等の確保
- (4) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- (5) 重要な行政データのバックアップ
- (6) 非常時優先業務の整理

また、当該計画の実効性を確保するため、地域の特性等を踏まえつつ、食料・物資などの資源の確保、教育・訓練・点検等を実施し、必要に応じて適宜見直しを行うものとする。

第13節 受援計画

1. 受援計画の策定

町は、災害の規模等に応じて他の地方自治体等からの応援職員が円滑に災害時の応急・復旧業務を遂行できるよう、国の「災害時受援ガイドライン」等を参考に、受援計画を策定するものとする。

なお、受援計画の策定に当たっては、町において次の事項について定めておくものとする。

- (1) 総括（共通）
 - ア 応援要請の手順
 - イ 受援体制

- (ア) 受援組織の設置
- (イ) 受援組織の構成、役割

ウ 応援の人的・物的資源の管理体制

(2) 人的支援

ア 受援対象業務の整理

- (ア) 応援職員（勤務公署以外に自主登庁した職員を含む。）が行う業務の明確化
- (イ) タイムラインによる受援対象業務の全体像の整理
- (ウ) 業務毎のマニュアルの整備、必要な資格、業務の実施時期、人員数等の整理

イ 受援体制の整備

庁内全体及び各業務担当部局における受援担当者の選定

ウ 応援職員の活動環境の確保

応援職員の活動に必要な執務スペースや資機材（通信・OA機器、交通手段、燃料）、水・食料、宿泊場所の確保

(3) 物的支援

ア 調達先の確認・確保、要請手順

イ 受入拠点の確保

ウ 受入に必要な人員・資機材の確保等受入体制

2. 応援団体との連携

(1) 応急対策職員派遣制度の活用

町は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度活用した応援職員の受入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

なお、応援職員の派遣又は受入れに当たっては、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

(2) 他の地方自治体との相互応援協定の締結

町は、自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難場合に、他の地方自治体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄処理等相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、近隣地方自治体に加えて大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方自治体との協定締結も考慮するものとする。

(3) 民間団体との連携

町は、平常時から民間の企業やボランティア団体等も含め、顔の見える関係を構築するとともに、応援の受入を想定した訓練を行い、結果を踏まえ災害対応業務の実行性を確保するよう計画の継続的な見直しを行うものとする。

第3章 災害応急対策計画

第1節 防災組織計画

防災組織計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における災害応急対策を実施するための組織及び編成である。

1. 防災会議

災害対策基本法の規定に基づき、美里町防災会議を設置する。防災会議の組織及び所掌事務は、次のとおりである。

(1) 組織

会 長	町 長
委 員	1. 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者 2. 熊本県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者 3. 熊本県警察の警察官のうちから町長が任命する者 4. 町長がその部内の職員のうちから指名する者 5. 教育長 6. 消防団長 7. 指定公共機関及び指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者 8. 前各号に掲げる者のほか、公共的機関の代表者等のうちから町長が任命する者

(2) 所掌事務

- ア 美里町地域防災計画を作成し、その事務を推進する。
- イ 美里町内において災害が発生した場合に、当該災害に関する情報を収集する。
- ウ その他法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務を行う。

2. 災害対策本部

町長は、町域の全部又は一部に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害予防及び災害応急対策を実施するために必要であると認めるときは、非常体制として美里町災害対策本部を設置する。

(1) 災害対策本部の設置又は廃止

ア 災害対策本部は本庁舎とする。但し、本部機能を全うできないと町長（本部長）が判断した時は、災害対策本部を抵用庁舎へ移設する。

イ 設置の手続き及び基準

（災害対策基本法第23条の2の規定に基づく）災害対策本部の設置にかかる美里町防災会議の意見については、町長の専決処分を認めることとし、設置はおおむね次の基準によるものとする。

- （ア）暴風雨、大雨、洪水の警報が発表され、大規模な災害の発生が予想されるとき。
- （イ）警報発表の有無にかかわらず、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、特に災害応急対策を実施する必要があるとき。
- （ウ）町域において震度6弱以上の地震が発生したとき。
- （エ）町内において大規模な火災、爆発、その他重大な災害が発生し、必要と認めるとき。
- （オ）町域に有害物質、放射線物質等大規模な災害を誘発する物質が大量放出されたとき。
- （カ）多数の死傷者を伴う列車、自動車、航空機の事故その他重大な事故が発生し、必要と認めるとき。
- （キ）本町に土砂災害警戒情報の発表もしくは土砂災害危険度情報における実効雨量が、警戒判定状況の警戒2の基準に達し、その後もそれ以上の警戒が1時間以上継続すると判定されたとき。
- （ク）その他災害救助法を適用する災害が発生し、必要と認めるとき。

ウ 廃止の基準

本部長は、災害発生のおそれが解消したと認めるとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めるとき。

エ 設置又は廃止の公表

災害対策本部を設置し、又は廃止したときは、公表するとともに県、警察署長、消防機関長、隣接町村に通報するものとする。

(2) 災害対策本部の任務

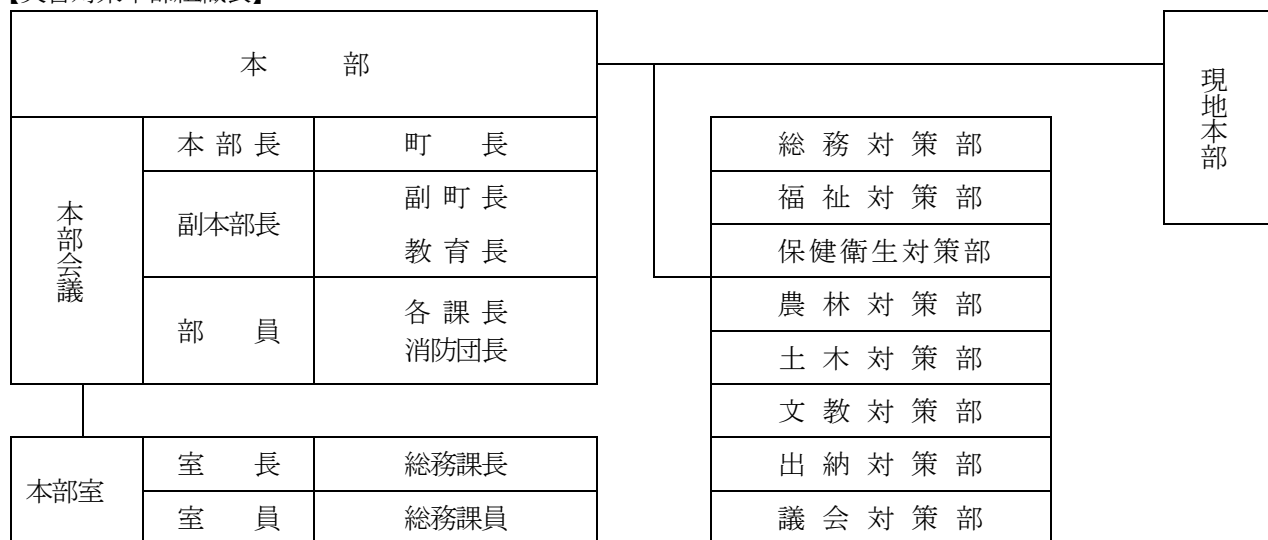
- ア 災害に関する情報の収集及び伝達に関すること。
- イ 災害対策の連絡調整に関すること。
- ウ 水防、その他災害の応急対策に関すること。
- エ 災害救助、その他の民生安定に関すること。
- オ 施設及び設備の応急復旧に関すること。
- カ その他、災害の発生の防御又は拡大のための措置に関すること。

(3) 災害対策本部の組織及び事務分掌

ア 組 織

災害対策本部の組織編制は次のとおりとし、本部長の指揮のもと迅速かつ的確な応急対策を実施するものとする。なお、本部長に事故があった場合は、副本部長、本部室長の順位で指揮をとるものとする。

【災害対策本部組織表】



イ 本部会議

本部長は、災害対策本部を設置したときは直ちに本部会議を開催し、応急対策について協議するものとする。

本部員は、本部会議の決定に基づき、所属職員を指揮して応急対策に万全を期するものとする。

なお、本部会議の協議事項は、おおむね次のとおりとする。

- (ア) 本体制の配備及び廃止に関すること。
- (イ) 重要な災害情報、被害状況の分析及びその対策の基本方針に関すること。
- (ウ) 緊急消防援助隊及び自衛隊の災害派遣に関すること。
- (エ) 災害対策の重要な連絡又は総合調整に関すること。
- (オ) その他重要事項。

ウ 本部室の設置と運営

(ア) 災害対策本部が設置されたときは、本部会議の庶務、本部の統括的業務を処理するため本部室をおく。本部室は原則として本庁舎内に設ける。その運営管理は総務課が担当する。

(イ) 各課長は、災害の種類に応じて本部連絡員を指名し本部室に出向させ災害情報の把握整理、各部に対する連絡、通報、部外防災関係機関との連絡調整等の活動にあたらせる。

(ウ) 災害本部会議は、できる限り1時間以内を目安とする。

エ 現地本部

大規模な災害が発生し、本部長が災害対策上特に必要と認めるときは、現地災害対策本部を設置するものとする。

オ 災害対策部の事務分掌

各対策部の任務分担及び所掌事務は、次のとおりである。

【事務分掌】

【新事務分掌】 ●正 ○副			
部名	部長	部員	分 掌 事 務
総務対策部	(正) 総務課長 (副) 美しい里創生課長	総務課職員 美しい里創生課職員	1. 災害対策本部の組織・運営（総務課） 2. 災害経費の予算措置（総務課及び関係課） 3. 通信の確保（●総務課） 4. 職員の動員及び派遣（総務課） 5. 情報収集及び被害状況の把握、報告等（総務課） 6. 災害情報の伝達（●総務課） 7. 消防団活動及び救助・救急活動（総務課） 8. 広報活動（総務課） 9. 報道機関との連絡調整（総務課） 10. 応援の受け入れ対応（総務課） 11. 物資等の受入れ、輸送、供給対策（●総務課、○美しい里創生課） 12. 建物・宅地等の応急危険度判定（●総務課、建設課） 13. り災証明の発行（●総務課、○美しい里創生課） 14. 復旧・復興計画等に関すること（美しい里創生課） 15. 各対策部との連絡調整及び他の対策部に属さない事項（総務課）
福祉対策部	(正) 福祉課長 (副) 住民生活課長	福祉課職員 住民生活課職員	1. 災害救助法及び生活再建支援法に基づく対策及び救助事務（福祉課） 2. り災者の保護収容及び安否に関すること（●福祉課、○住民生活課） 3. 義援金及び見舞金等の処理（福祉課） 4. 救援状況の報告に関すること（福祉課） 5. 避難所の運営及び被災者の生活対策（●福祉課、○住民生活課） 6. 社会福祉施設及び福祉事務所等との連絡調整に関すること（福祉課） 7. 特別な配慮が必要な人への対策（●福祉課、○住民生活課） 8. ボランティアとの共同活動（●福祉課、社会福祉協議会） 9. 仮設住宅に関する事務手続き（福祉課）
保健衛生対策部	(正) 健康保険課長 (副) 上下水道課長	健康保険課職員 住民生活課職員 上下水道課職員	1. 飲料水及び供給施設の確保（上下水道課） 2. 食品衛生の保全（住民生活課） 3. 廃棄物処理、家屋の解体及び清掃（住民生活課） 4. 日赤との連絡調整（健康保険課） 5. 防疫、救護（健康保険課） 6. 医療関係者の動員配置、患者等の輸送（健康保険課） 7. 避難者の健康チェック（健康保険課）
農林対策部	(正) 農業政策課長 (副) 森づくり推進課長	農業政策課職員 森づくり推進課職員	1. 農林業の被害調査報告及び応急対策（農業政策課、森づくり推進課） 2. 被災農林地及び関連施設等の復旧（農業政策課、森づくり推進課） 3. 被災農林業者等に関する融資の斡旋（農業政策課、森づくり推進課） 4. 農協その他関係団体との連絡調整（農業政策課、森づくり推進課）

土木対策部	(正) 建設課長	建設課職員	1. 道路河川等の防災及び応急復旧対策 2. 土木関係の被害調査、報告 3. 交通途絶時の道路等、迂回路の設定 4. 応急対策用資材の準備及び輸送 5. 地域振興局土木部その他関係機関との連絡調整 6. 建物・宅地等の応急危険度判定 (●総務課、建設課) 7. 仮設住宅の建設及び管理に関すること (●建設課、○福祉課)
文教対策部	(正) 学校教育課長 (副) 社会教育課長	教育委員会職員	1. 文教施設の被害調査、報告及び応急対策 2. 応急教育対策 3. 教材学用品等の配給 4. 児童生徒の安全確保 5. 教育事務所との連絡調整 6. 学校職員及び施設使用の連絡調整に関すること
出納対策部	(正) 税務課長 (副) 会計課長	会計課職員 税務課職員	1. 災害救助金の出納に関すること (会計課) 2. 義援金等の保管 (会計課) 3. 家屋等の被害認定調査に関すること (税務課) 4. 税の減免等に関すること (税務課)
議会対策部	(正) 議会事務局長	議会事務局職員	1. 議会との連絡・調整に関すること。

第2節 動員配置計画

災害応急対策活動を実施するため、必要な人員を動員配置するための計画である。

1. 職員の配置基準

災害の発生するおそれがある場合、又は発生した場合における職員の配置は、おおむね次の基準により行うものとする。

なお、実施運用については、総務課長が災害発生のおそれのある注意報、又は警報を受けたとき、関係課長を召集し、情報を検討して、待機職員の指示その他の応急措置を講ずるとともに、町長に必要な進言を行うものとする。

(1) 災害対策本部設置前の配置体制

ア 注意体制

気象業務法(昭和27年法律第165号)に基づく災害のおそれのある注意報である大雨注意報、洪水注意報、強風注意報等が発表され、総務課長が注意体制をとる必要があると認めたときは、下記による職員の配置を行い、予警報の伝達、被害情報の収集にあたらせるものとし、配置職員は必要に応じ被害情報等を関係各課に連絡するものとする。

【注意体制下の職員配置基準】

課 名	人 員
総 務 課	2 名

イ 警戒体制

気象業務法に基づく災害に関する**警報が1以上発表**されたとき(第1警戒体制)、又は土砂災害危険度情報における実行雨量が、警戒判定状況の**警戒1**の基準に達したとき(第2警戒体制)、又は災害発生のおそれがある場合、もしくは災害が発生した場合は総務課長の指示に基づき、下記による職員の配置を行い、警報の伝達、被害の情報及び被害報告の収集等災害応急対策の実施にあたらせるものとし、災害が発生した場合は必要に応じ関係課員を召集する。

【第1警戒体制下の職員配置基準】

庁 舎	班数・人員
砥 用 庁 舎	1 班・4 名
中 央 庁 舎	1 班・4 名

※ 班編成は別に定める。

【第2警戒体制下の職員配置基準】

庁 舎	班数・人員
砥 用 庁 舎	2 班・8 名
中 央 庁 舎	2 班・8 名

※ 班編成は別に定める。

(2) 災害対策本部設置後の配置体制

災害諸対策を強力かつ迅速に推進するために次により職員を配置する。

ア 配置体制の基準

区 分	配 置 時 期	配 置 内 容
第1配置	1. 局地的な災害が発生した場合 2. その他必要により本部長が当該配置を指示したとき	予警報の伝達、災害情報及び被害報告の収集、水防救助活動が円滑に実行できる体制とする。
第2配置	1. 局地的な災害が発生し、さらに被害が拡大するおそれがある場合 2. その他必要により本部長が当該配置を指示したとき	第1配置によりがたい場合、直ちに災害応急活動が開始できる体制とする。
第3配置	1. 町内全域にわたる災害が発生し、被害が甚大な場合 2. 本部長が当該配置を指示したとき	全職員をもってあたるもので、状況によりそれぞれの災害応急対策活動が強力に推進できる体制とする。

イ 前記の各区分毎の体制下における職員配置基準は、おおむね次のとおりとする。

【災害対策本部設置下の職員配置基準】

対策部	人 員		
	第1配置	第2配置	第3配置
総 務 対 策 部	3 人	6 人	全員
福 祉 対 策 部	1 人	2 人	〃
保健衛生対策部	2 人	3 人	〃
農 林 対 策 部	2 人	4 人	〃
土 木 対 策 部	2 人	4 人	〃
文 教 対 策 部	1 人	2 人	〃
出 納 対 策 部	1 人	2 人	〃

2. 職員の動員配置のための伝達系統

(1) 平常勤務の場合

ア 総務課長は、職員の配置体制をとったときは、関係課長に対して配置決定の指示を行うとともに、口頭等により全職員に対し、その旨連絡する。

イ 消防団各分団に対しては、総務課がその旨連絡する。

ウ 関係課長及び対策部長は、それぞれの所管する関係事務所等へその旨連絡する。

(2) 勤務時間外、休日の場合

ア 当・宿直者は、県（知事公室危機管理防災課）、NTT等から本計画に定める配置体制に該当する注意報、警報等の通報があった場合は、総務課長及び関係課長に連絡する。

イ 関係課長は、直ちに関係配置職員に緊急連絡をとる。

ウ 配置職員は、招集の通知を受けたときは直ちに登庁し、総務課長及び所属課長に連絡するとともに所定の業

務に就く。

エ 配置職員は、勤務時間外において災害が発生し、又は災害のおそれがあることを知ったときは、関係者からの連絡、テレビ、ラジオ等に留意するとともに、進んで関係方面へ連絡をとり、所定の配置に就かなければならない。

(3) 連絡方法

ア 電話、防災行政無線、使走等、確実な方法により連絡する。

イ 特に緊急を要するときは、庁用車により配置職員の所在場所から配置場所への移行等の措置をとる。

(4) 配置体制の解除

配置体制の原因となった気象予警報が解除され、災害発生のおそれがなくなったときは、総務課長は関係課長と協議のうえ配置体制を解除するとともに、関係課及び消防団へその旨を連絡する。

3. 他機関に対する出動応援要請

災害応急対策又は災害復旧のため必要があるとき、町長は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 17 及び災害対策基本法第 29 条の規定により、他の地方公共団体又は国の機関の職員の派遣を要請することができる。また、災害対策基本法第 30 条の規定により、職員派遣のあっせんを求めることができる。

(1) 町の体制

災害応急対策又は災害復旧のため職員の派遣を受けた際の取り扱い、地方自治法第 252 条の 17 及び災害対策基本法第 32 条の規定によるが、災害時における派遣職員の円滑な受け入れを図り、応急措置の実施が促進されるよう体制を整えておくものとする。

(2) 災害派遣手当

災害派遣手当は、災害対策基本法第 32 条の規定により支給する。

(3) 派遣職員に対する給与及び経費の負担

国からの派遣職員については、災害対策基本法施行令（昭和 37 年政令第 288 号）第 18 条の規定、県からの派遣職員については、地方自治法第 252 条の 17 第 3 項の規定によるものとする。

第3節 気象予警報等伝達計画

災害発生のおそれのあるときに行う気象業務法に基づく注意報及び警報並びに、水防法（昭和24年法律第193号、昭和35年法律第113号改正）に基づく水防警報、消防法に基づく火災気象通報等（以下「予警報等」という。）を関係機関及び住民に迅速かつ確実に伝達するための通報系統及び要領等を定めて、適切な防災措置の実施を期するための計画である。

1. 予警報等の定義

この計画において、注意報、警報、気象情報、津波予報、地震及び津波に関する情報、火災気象通報、火災警報、気象業務法及び水防法の規定により定められた河川について気象庁と国土交通省が共同して行う洪水予報（以下「指定河川洪水予報」という。）、水防警報の意義は、次のとおりとする。

（1）注意報及び警報

注意報とは、災害が起こるおそれがある場合に、気象業務法に基づき、熊本地方気象台が一般及び関係機関に対して注意を喚起するために行う予報をいう。

警報とは、重大な災害が起こるおそれがある場合に、気象業務法に基づき、熊本地方気象台が一般及び関係機関に対して警戒を喚起するために行う予報をいう。

ア 熊本地方気象台が発表する注意報、警報の種類及び発表基準（美里町）

平成26年10月9日現在

種 類		発 表 基 準	
注 意 報	風 雪 注 意 報	雪を伴って、平均風速が10m/s以上になると予想される場合。	
	強 風 注 意 報	平均風速が10m/s以上になると予想される場合。	
	大 雨 注 意 報	1時間雨量が40mm以上になると予想される場合。 土壌雨量指数基準が107になると予想される場合。	
	大 雪 注 意 報	24時間の降雪の深さが平地及び山地で5cm以上になると予想される場合。	
	濃 霧 注 意 報	視程が陸上で100m以下になると予想される場合。	
	雷 注 意 報	落雷等によって、被害が予想される場合。	
	乾 燥 注 意 報	実効湿度が65%以下で最小湿度が40%以下になると予想される場合。	
	霜 注 意 報	11月20日までの早霜、3月20日以降の晩霜で最低気温3℃以下になると予想される場合。	
	低 温 注 意 報	夏季：平年より平均気温が4℃以上低い日が3日続いた後、更に2日以上続くと予想される場合。 冬季：平地で最低気温が－5℃以下。	
	着 氷 （ 雪 ） 注 意 報	大雪注意報・警報の条件下で、気温が－2℃～2℃になると予想される場合。	
	なだれ注意報	積雪の深さ100cm以上で、①気温3℃以上の好天②低気圧等による降雨③降雪の深さが30cm以上のいずれかが予想される場合。	
	洪 水 注 意 報	雨量基準	1時間雨量40mm
		流域雨量指数基準	緑川流域＝36，津留川流域＝10
		指定河川洪水予報による基準	緑川水系[中甲橋]

種 類		発 表 基 準			
警 報	気象警報	暴 風 警 報	平均風速が 20m/ s 以上になると予想される場合。		
		暴 風 雪 警 報	雪を伴って、平均風速が 20m/ s 以上になると予想される場合。		
		大 雨 警 報	(浸水害)	雨量基準	1 時間雨量 70mm以上と予想される場合。
			(土砂災害)	土壌雨量指数基準	1 6 0 以上と予想される場合。
		洪 水 警 報	雨量基準	1 時間雨量 7 0 mm と予想される場合。	
			流域雨量指数基準	緑川流域＝ 4 5， 津留川流域＝ 1 3	
			指定河川洪水予報 による基準	緑川水系[中甲橋]	
		大 雪 警 報	降雪の深さ	平地	24 時間降雪の深さ 20 c m以上と予想される場合。
				山地	24 時間降雪の深さ 20 c m以上と予想される場合。
記録的短時間大雨情報		1 時間雨量	1 1 0 mm以上と予想される場合。		
大雨特別警報		大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。			
暴風特別警報		数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、暴風が吹くと予想される場合。			
暴風雪特別警報		雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。			
大雪特別警報		大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。			

イ 注意報、警報の地域細分発表

気象等の現象に伴う災害の発生のおそれがある地域を限定できる場合には、その地域を指定して注意報、警報を発表する。

この場合の地域及び名称は次のとおりである。

(平成 22 年 5 月 27 日現在)

一次細分	市町村等をまとめた地域	市町村等
熊本地方	鹿本菊池	山鹿市、菊池市、合志市、植木町、大津町、菊陽町
	荒尾玉名	荒尾市、玉名市、玉東町、和水町、南関町、長洲町
	熊本市	熊本市
	上益城	西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町
	宇城八代	八代市、宇土市、宇城市、美里町、氷川町
阿蘇地方		阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村
天草芦北地方	天草地方	天草市、上天草市、苓北町
	芦北地方	水俣市、芦北町、津奈木町
球磨地方		人吉市、錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村

(2) 気象情報

気象情報とは、気象業務法に基づいて気象官署が、気象等の予報に関係のある台風、その他の異常気象等についての情報を一般及び関係機関に対して具体的速やかに発表するものをいう。

(3) 津波予報

津波予報とは、地震等により津波が発生、又は発生すると予想される場合に、福岡管区気象台が、気象業務法に基づき担当区域内の津波発生の有無とその程度を一般及び関係機関に対して発表し、警戒を喚起するために行う注意報、警報をいう。

(4) 火災気象通報

火災気象通報とは、消防法に基づいて熊本地方気象台長が、気象の状況が火災の予防上危険であると認めたと

きに、その状況を直ちに知事に通報するものである。知事はこの通報を受けたときは、直ちにこれを市町村長に通報しなければならない。火災気象通報を行う場合の基準は、実効湿度が 65%以下で最小湿度が 40%以下、かつ熊本の最大風速が 7 mを超える見込みのときである。

(5) 火災警報

火災警報とは、消防法に基づいて市町村長が火災気象通報を受けたとき、又は気象状況が火災の予防上危険であると認めるとき、一般に対して警戒を喚起するために行う警報をいう。

(6) 指定河川（緑川）洪水予報の発表基準

種 類	発 令 基 準
はん濫注意情報	基準地点の水位が、はん濫注意水位（中甲橋 3.00m）に到達し、水位がさらに上昇することが予想されるとき。
はん濫警戒情報	基準地点の水位が、避難判断水位（中甲橋 4.10m）に到達し、水位がさらに上昇するとき、又ははん濫危険水位（中甲橋 4.60m）到達することが予想されるとき。
はん濫危険情報	基準地点の水位が、はん濫危険水位（中甲橋 4.60m）に到達し、はん濫のおそれがあるとき。
はん濫発生情報	洪水予報の実施区間内ではん濫が発生したとき。

(7) 水防警報

水防警報とは、水防法に基づき国土交通大臣又は知事が指定する河川、海岸又は湖沼について洪水又は高潮による災害の発生が予想される場合、国土交通大臣が指定する河川については、国土交通省の出先機関の長が、知事が指定する河川等については、知事が水防を必要と認め警告を発するものをいう。

(8) 水防に関する情報

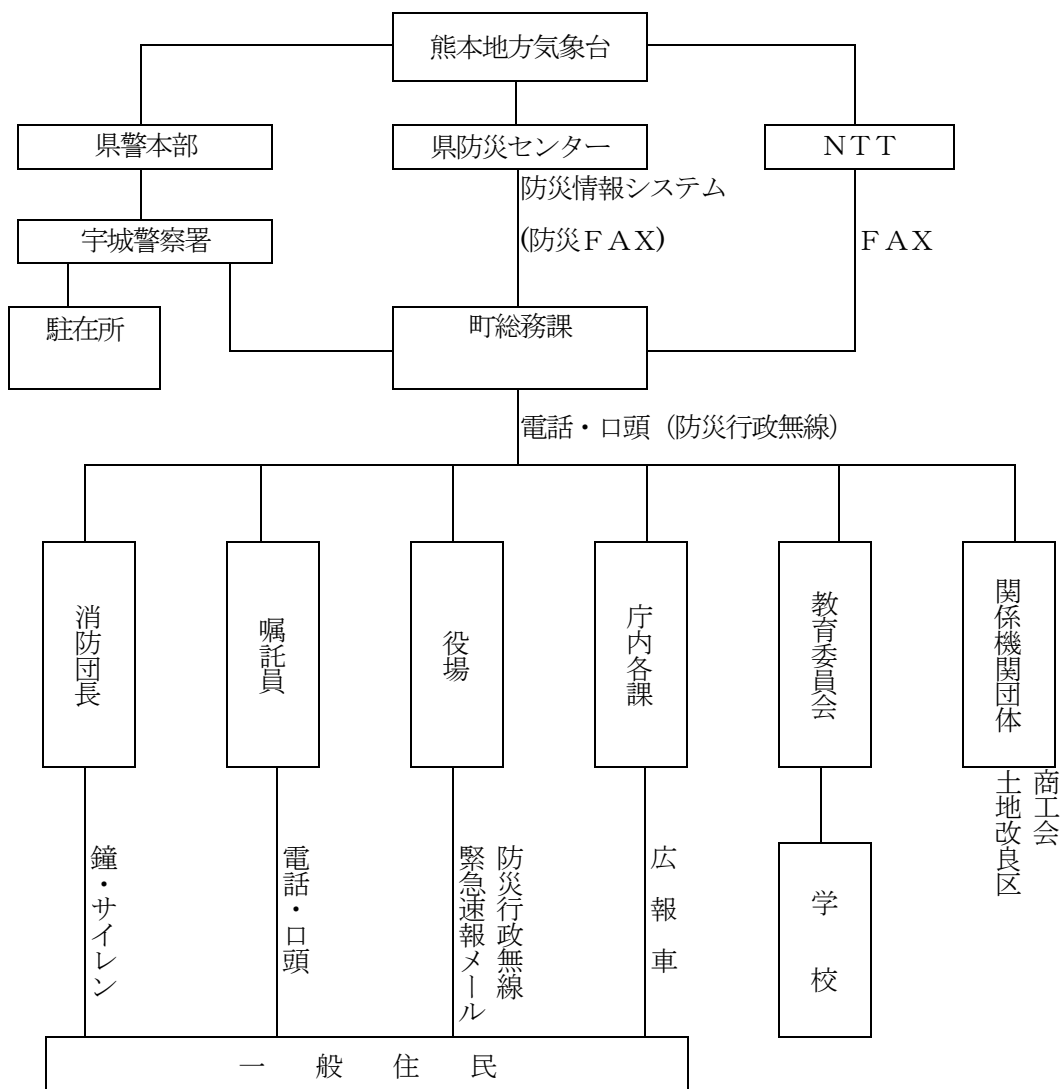
水防に関する情報とは、河川のはん濫をはじめとした水害の防止を目的として、河川の水位、河川水位に影響を及ぼす雨量等の情報を県が任意で発表するものである。

(9) 土砂災害に関する情報

土砂災害に関する情報とは、土砂災害による人的被害防止の観点から、土石流危険渓流や急傾斜地崩壊危険箇所において、土石流の発生や急傾斜地崩壊（がけ崩れ）のおそれが予想される場合、県が任意で発する土砂災害発生の危険度に関する情報（土砂災害危険度情報）である。

2. 予警報の伝達系統

(1) 予警報の伝達系統は次のとおりである。



(2) 予警報等の受信及び伝達

ア 勤務時間内の受信及び伝達

各機関からの予警報、情報は総務課が受信し、関係課及び各団体等に連絡するとともに、町内放送等により全職員に周知する。

イ 勤務時間外の受信及び伝達

(ア) 災害対策本部設置前にあつては、当直者が受信し、総務課長及び関係各課長に連絡する。関係各課長は、配置の基準に該当する場合には直ちに各配置職員に連絡する。

(イ) 総務課長は、配置の基準に該当する場合は、必要に応じ消防団及び関係団体に連絡する。

(ウ) 災害対策本部設置時にあつては、本部室員（総務課職員）が受信し、関係対策部へ連絡する。

ウ 一般住民への周知

住民に対する周知については、必要に応じ消防団、嘱託員、区長、関係団体等に連絡し周知を図るとともに総務課は、広報車、防災行政無線等により周知を図る。

消防団においては、団長、副団長、分団長に連絡し、分団長は副分団長、部長、班長を通じて地域住民に周知する。

エ 予警報等受領伝達簿

総務課は、予警報、情報等の受領伝達その他の処理に関する取扱の責任を明らかにし、かつ事後の参考に資するため予警報等の受領伝達簿を作成する。

第4節 災害情報通信計画

災害情報及び被害状況等の把握は、災害応急対策を迅速かつ的確に実施する基礎となるものであるから、災害が発生し、又は発生するおそれがあると予想されるときは、速かにこれらの情報、報告の収集に努めるとともに何人もこれに協力しなければならない。

1. 災害情報の収集

(1) 異常現象発見者の通報

災害発生の異常現象（崖崩れ、山崩れ等）を発見した者は、直ちにその旨を町長（嘱託員、消防団員）、警察官に通報しなければならない。

(2) 情報連絡員の通報

ア 情報連絡員は、各嘱託員、消防団幹部（班長以上）とする。

イ 情報連絡員は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、もしくは注意体制下においては、地区内の危険箇所の状況把握とともに、随時巡回を行うなど、地区内の災害状況の推移に注意し、区長、消防団員等と連絡を密にし、情報を収集する。

ウ 災害が発生した場合、又は異常現象発見者からの通報を受けた場合は、直ちにその状況を調査し、総務課に通報する。

(3) 消防団関係

ア 消防団員は、常時地区内の状況を把握するとともに、情報連絡員等との連絡を密にする。

イ 災害が発生し、又は発生する恐れがあるとき、もしくは警戒体制下においては、地区内の危険箇所を巡回し、状況の把握及び情報収集を行う。

ウ 災害が発生した場合、又は通報を受けた場合は、その状況を調査し、直ちに所定の方法により総務課へ通報する。

(4) 情報のとりまとめ

ア 災害が大きいと判断する非常時の場合、情報収集班を編成する。それ以外は各課で対応する。

イ 情報収集班及び各課は、それぞれ所管事項に係る被害状況を収集把握するとともに、総務課に連絡する。

ウ 総務課は、情報連絡員、各課、消防団、その他からの情報連絡を確実に受領整理し、総務課長に報告するとともに、関係各課長に連絡する。

2. 災害情報の報告

災害に関する報告は、熊本県被害報告取扱要領に定めるもののほか、本計画による。

(1) 報告等の種別

災害の報告は、災害情報（熊本県様式第1号）、被害状況（速報・確定）報告（熊本県様式第2号）、住民避難等報告（熊本県様式第4号）、災害年報（熊本県様式第5号）とする。

3. 災害通信の手段

(1) 災害通信の方法

気象予警報の伝達、又は被害状況等の報告及び各種情報の連絡は、県防災情報ネットワークシステムにより行い、補助的機器として、電話、FAX、町・県防災行政無線等を使用する。また、他の考えられる通信手段の整備も検討する。

(2) 通信途絶時における措置

通信施設（主として電話）が使用不能、もしくは使用困難なときは、防災行政無線を活用し、さらに一般住民への伝達は、広報車等を利用し、その必要な指揮命令、伝達を迅速、確実にするために適切な措置をとるものとする。

(3) 優先順位

通信施設を優先して使用する場合、優先順位は、次の順序が考えられる。

ア 住民に対する避難勧告、指示等人命に関する事項の通信

イ 応急措置の実施に必要な通信

ウ 気象予警報等の通信

エ その他予想される災害の事態並びにこれに対する事前措置に関する事項等の通信

(4) 防災行政無線の運用

ア 孤立集落との連絡確保のため、町長は町防災行政無線により災害時における円滑な運用を行うものとする。

イ 災害が発生し、又は災害の発生するおそれがあるときは、移動局又は携帯局現地へ配置し、情報収集及び通信連絡を行う。この場合総務課で使用統制を行う。

第5節 災害広報計画

災害時における情報及び被害状況等を、報道機関その他を通じて速やかに関係機関並びに住民に周知徹底し、被害の軽減と民生の安定を図るための計画である。

1. 広報担当

- (1) 災害の総合的な広報は、総務課が担当する。
- (2) 総務課以外の各課は、広報活動に必要な情報、資料を積極的に収集し総務課に提出する。
- (3) 総務課は、課員を現地に派遣し、広報写真、状況等の把握等災害現地の情報収集に努め、とりまとめた資料に基づいて正確な情報を広報する。

2. 広報の方法

町は、住民に周知徹底を図るため、広報車、広報紙、チラシ、ポスター、町ホームページ、SNS、防災行政無線等により迅速かつ的確な広報を行う。

広報事項はおおむね次のとおりとする。

- (ア) 気象情報
- (イ) 災害情報
- (ウ) 被害状況
- (エ) 防災体制
- (オ) 停電状況
- (カ) 断水・貯水状況
- (キ) 交通機関の運行状況
- (ク) 避難状況
- (ケ) 災害復旧状況
- (コ) その他

3. 災害情報等の伝達手段の多重化・多様化

町は、住民、要配慮者利用施設等の施設管理者、地方公共団体職員等に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（Jアラート）、災害情報共有システム（Lアラート）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。

また、町からの情報を被災地に提供したり、被災地からの情報を入手したりする手段として、インターネットを活用する。

第6節 避難収容計画

災害のため、現に身体・生命が危険な状態にある場合、これらの者を保護するため避難を指示し、安全な場所に避難させ、収容するための計画である。

1. 住民への避難指示の伝達方法は、おおむね次により行うものとする。

- (1) あらかじめ定められた伝達方法（系統）を通じ口頭あるいはマイク等
- (2) サイレン、警鐘による信号
- (3) 広報車、放送設備を装備する車両
- (4) 防災行政無線及び電話
- (5) 災害情報システム（Lアラート）
- (6) 携帯電話会社の緊急速報メール
- (7) 嘱託会、自主防災組織等による伝達周知
- (8) その他（SNS等）

2. 避難の指示

避難のための立ち退きの指示は、次により実施する。特に要支援者等、避難行動に時間を要する者に対して、早めの避難開始を求めるため、高齢者等避難を発令する。

区分	災害の種別	実施責任者	根拠法令
高齢者等避難	全 災 害	町 長	
避難指示	全 災 害	町 長	災害対策基本法第 60 条

		警察官	災害対策基本法第 61 条 警察官職務執行法第 4 条
		災害派遣時の自衛官	自衛隊法第 94 条
	洪水災害	知事又はその命を受けた職員	水防法第 22 条
		水防管理者	水防法第 29 条
	地すべり災害	知事又はその命を受けた職員	地すべり等防止法第 25 条

※「緊急安全確保」は災害対策基本法第 60 条に基づく「指示」にあたる。

- (1) 町長は、土砂災害警戒情報が発表された時、前兆現象（山鳴り・溪流の水量の変化・湧水・がけの亀裂等）が認められた時、災害が発生した時などにおいて、状況を総合的に判断して必要があると認めるときは、当該地域の居住者に対し避難のための立ち退きを指示する。

ただし、その時間帯によっては土砂災害警戒情報や前兆現象が認められる前においても、災害が発生すると判断したときはこの限りではない。

なお、この時の概ねの判断基準は下記のとおりとする。

ア 高齢者等避難開始

- (ア) 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報で大雨警報の土壌雨量指数基準を超過した場合。
- (イ) 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合。
- (ウ) 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報、土砂災害警戒情報に切り替える可能性が言及されている場合。
- (エ) 強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合。

イ 避難指示

- (ア) 土砂災害警戒情報が発表された場合。
- (イ) 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒メッシュ情報の予測値で土砂災害警戒情報の判定基準を超過し、さらに降雨が継続する見込みである場合。
- (ウ) 大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合。
- (エ) 土砂災害の前兆現象（湧水・溪流の水量の変化等）が発見された場合。
- (オ) 土砂災害が発生した場合。
- (カ) 状況の悪化が予想され、立ち退き避難を住民に促す必要がある場合。
- (2) 警察官は、町長から要求があったとき、又は町長が立ち退きの指示をすることができないと認めるときは、当該地域の居住者に対し、避難のための立ち退きを指示し、その旨を町長に速やかに通知する。
- (3) 知事又はその命を受けた職員は、洪水又は地すべりにより著しい危険が切迫していると認めるときは、地域の居住者に対し、洪水の場合は立ち退き又はその準備を、地すべりの場合は立ち退きを指示する。地すべりの場合、警察署長にその旨を通知する。

3. 避難誘導及び輸送

(1) 避難誘導

避難誘導は、高齢者、乳幼児、病人、身体障害者等、避難について介護又は誘導を必要とする者のいる世帯について、その実情を日頃から把握しておくとともに、避難の指示等の伝達方法及び誘導方法等について特に配慮するものとする。

なお、避難の誘導は、地元消防団が地区の責任者と協力して行う。

(2) 移送、輸送

ア 避難者の移送、輸送は原則として避難者各自で実施する。

イ 避難路の指定及び避難経路の選定について町は、避難所に通じる道路（法定外公共物の道路を含む。）を避難路として指定するものとする。また、その際の経路については、各地区ごとに、日頃から点検・確認しておく。

ウ 避難者が自力で避難ができない場合において、町長が必要と認めたとき、又は避難者からの要求があったときは、町が車両等を確保し、移送、輸送を行う。

エ 災害が広域に及び、大規模な立ち退きを要し、町で処理できない場合は、知事に避難者の移送、輸送を要請する。

4. 緊急避難場所、避難所、避難路の整備及び選定

(1) 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

ア 町は地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、都市公園、公民館、学校等の公

共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所等の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図るものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

町は、指定緊急避難場所について、災害種別に応じて、災害及びその二次災害のおそれのない場所にある施設又は構造上安全な施設を指定するものとする。指定した指定避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくものとする。なお、指定緊急避難場所の指定に当たっては、「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」（平成 29 年 3 月）を参考とするものとする。

指定避難所については、町は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定するものとする。さらに、感染症対策について、患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

また、町は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。

なお、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

さらに、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

指定緊急避難場所については、案内標識誘導及び海拔の看板等を設置し、平時から防災訓練等を実施することなどにより住民に周知を図り、速やかな避難ができる体制を整備しておくものとする。なお、避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。

さらに、感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確保しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、ホテル・旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

イ 町長は、避難指示者と協議し各種災害における条件等を考慮し、地区ごと災害別ごとの避難予定場所（指定避難所）を定めその所在、名称、概況、収容可能人員等を把握しておくものとする。

なお、災害対策基本法の改正に伴う、「指定緊急避難場所」及び「指定避難所（第 2 次避難所）（第 3 次避難所）」は別表のとおりとする。

ウ 町長は、その地域の住民に事前に避難予定場所等について周知徹底を図り、災害時には積極的に自主避難をするよう指導する。

(2) 避難路

ア 避難路の整備計画

町は、指定緊急避難場所等に通じ、避難者の迅速かつ安全な避難行動を確保するために必要な構造を有する道路、緑地又は緑道の整備及び案内標識、誘導標識等の整備に努めるものとする。

また、町は、国及び県と連携して避難路の機能確保と併せ、災害時の避難所及びその他の防災拠点（物資輸送拠点、情報発信拠点等）の役割を担う道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。

イ 災害発生時に安全な避難路の選定

町は、指定緊急避難場所の指定に併せて、市街地の状況等に応じてあらかじめ避難路を選定、整備するものとする。

また、災害発生時にも安全に避難行動がとれるよう、日ごろから避難路の選定や巡視を行い、巡視状況に応じて危険を及ぼす恐れのある建築物や工作物については、その所有者及び管理者と協議するなど除却等を含め危険性の除去に努めるものとする。

さらに、避難者の迅速かつ安全な避難行動がとれるよう案内標識、誘導標識等も併せて整備するものとする。

(3) 避難所の環境整備等

町は、指定避難所となる施設について、避難所を円滑に運営するための備品等（再生可能エネルギー等の代替

エネルギーシステム、非常用電源、防災行政無線、衛星携帯電話等）の整備や必要に応じ指定避難所の電力の容量の拡大に努める。また、パーティションや段ボールベッド、仮設トイレ、感染症対策に必要な物資の備蓄に努めるものとする。備品等の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。

また、必要に応じ、井戸、空調設備、照明、洋式トイレ及びマンホールトイレ等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。さらに、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。

加えて、できるだけ指定避難所の近傍で備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。また、備蓄品の調達にあたっては要配慮者、女性、子供にも配慮するものとし、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食材の確保等に努めるものとする。

5. 避難所（指定避難所：被災者が避難生活を送るための避難所）の開設及び収容保護

避難所の開設、収容及び収容者の保護は、災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助が適用された場合は、同法に基づき町長が実施し、同法が適用されない災害又は同法が適用されるまでの間は、独自の応急対策として町長が開設し、その旨を公示する。なお、嘱託員（補）、区長や自主防災組織、消防団と連携し、指定避難所以外の避難者に係る情報の把握にも努める。

（1）収容対象者

- ア 災害によって現に被害を受けた者、又は被害を受けるおそれのある者。
- イ 避難命令がでた場合等で、現に被害を受けるおそれのある者。

（2）収容の期間

避難所の開設、収容の期間は、原則として災害発生の日から7日以内とする。ただし、それ以前に収容の必要なくなった者は逐次退所させ、期間内に完了する。なお、期間内に罹災者が住居又は仮住居を見出すことができず、継続収容を必要とするときは、町長は、その都度県に開設期間の延長を申請する。

なお、収容の期間中は「佐俣の湯」を拠点として、各避難所との連携を図りながら罹災者の送迎及び入浴や食事の支援を行う。

（3）所用物資の確保

町は、避難所開設及び収容のための所用物資を確保する。ただし、町において確保できないときは、県に確保を依頼する。

（4）町職員の駐在

避難所を開設したときは、各避難所ごとに町職員を駐在させ、避難所の管理と収容者の保護にあたらせる。なお、駐在職員は、次の各種記録簿を備えつけ整備する。

- ア 避難所収容台帳
- イ 避難所収容者名簿
- ウ 避難所物品受払簿
- エ 避難所設置及び収容状況

（5）避難所開設状況等の報告

避難所を開設したときは、速やかに県（知事公室危機管理防災課）に報告し、その後の状況を毎日救助日報により報告する。

なお、報告は、次の事項について熊本県防災情報共有システム等により行う。

- ア 開設状況報告……避難所開設の日時、場所、施設名及び収容状況等
- イ 収容状況報告……施設別収容人員、開設期間の見込み等
- ウ 閉鎖報告……施設別閉鎖日時

（6）避難所運営マニュアルの作成

町は、災害時に設置される避難所について、要配慮者への支援、プライバシーや子供の居場所の確保、男女共同参画、感染症予防・まん延防止及び食中毒発生予防及びペット同行など多様な視点に配慮した避難所運営マニュアルや体調・栄養管理ができる医療関係者の配置計画、巡回基準等をあらかじめ作成し、関係者への周知を図るものとする。

さらに、町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及にあたっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。

また、消防団のほか、嘱託会、自主防災組織等の住民組織、NPO、ボランティア、社会福祉協議会等と連携の上、避難所開設・運営訓練を実施するなどして、避難所運営マニュアル等の点検や見直しを行うとともに、町

及び各種指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。

町は、あらかじめ、避難所の運営管理に必要な知識等を住民へ普及させる。

(7) 避難所の管理運営

ア 町は、避難所運営マニュアル等に基づき、避難所を適切に運営管理するものとし、運営の際は、他自治体からの派遣職員や避難所運営のノウハウを有する専門家やNPO、ボランティア等の外部支援者との協働についても検討するものとする。

イ 町は、避難所運営の役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。

ウ 避難者は、避難所の自主的な運営が円滑に行われるようルールを守り、お互いに助け合いながら避難所の運営に参加・協力するものとする。

エ 町は、嘱託会、自主防災組織、消防団、NPOやボランティア等と連携して、避難所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握を行うとともに、車中避難者を含む避難所以外の被災者に係る情報の把握に努め、得られた情報の共有を図り、県や支援団体と協力して支援活動全体を調整する仕組みを構築する。また、情報の把握に当たっては、町の担当部署を明確にし、関係機関が持つ情報を一元化した被災者台帳の整備を県は支援する。

オ 食料や生活必需品等の避難者のニーズを把握するとともに、指定避難所を拠点とした物資供給体制の構築やその周知に努めるものとする。

カ 町は、避難所における生活環境に注意を払い、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努めるものとする。特に、感染症流行時において災害が発生した場合には、通常の災害発生時よりも多くの避難所を開設するなど、避難所が過密状態とならない環境の確保に留意すること。併せて、災害の状況や地域の実情に応じ、避難者に対する手洗いや咳エチケット等の基本的な感染対策の徹底、避難所内の十分な換気、避難者同士の十分なスペースの確保に努めること。また、感染症の症状が出た者のための専用スペースやトイレを確保し、他の避難者とゾーンや動線を区分するなど、感染症の予防・まん延防止のための対策を行うものとする。なお、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

キ 町は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、自宅療養者が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

ク 町は、避難所の運営における男女共同参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方及び性的少数者の視点等に配慮するものとする。特に、乳幼児のいる世帯用エリア、女性のための世帯用エリアの確保、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室、相談窓口の設置、生理用品・女性用下着の女性による配布、女性用トイレの配置、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭等のニーズに配慮した指定避難所の運営に努めるものとする。

ケ 町は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

コ 町は、指定緊急避難所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。

サ 避難期間が長期化する場合、町及び県は、精神科医、臨床心理士、保健師等によるこころのケアも行うものとする。

シ 夏期には扇風機等、冬期には暖房器具等を設置するなど、季節や環境を考慮し、快適な環境の確保に努めるものとする。

ス 町は、仮設トイレの供給体制の整備を進めるなど、トイレの不足が生じないように努めるものとする。

なお、県は、町からの要請を受けたときは、し尿処理業者で構成する災害ボランティア協定締結団体に対する協力要請について必要な連絡調整及び助言を行うものとする。

セ 町は、避難所の衛生環境に支障が生じないよう、避難所付近にゴミの臨時収集場所を設けることや、速やかなゴミ処理を進めるものとする。

ソ 町は、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

タ 町は、警察及び防犯ボランティア団体等と連携し、避難所の防犯活動を推進するものとする。

6. 車中避難者を含む指定避難所外避難者への対応

町は、嘱託会、自主防災組織、消防団、防災士、NPOやボランティア等と連携して、あらかじめ定めた対策に基づき、車中避難者を含む避難所外避難者を把握し、必要に応じて避難所への誘導を行うものとする。

併せて、町は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、嘱託会、自主防災組織、消防団、防災士、NPOやボランティア等と連携して食料等必要な物資の配布に努めるとともに、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、インターネットやラジオなど様々な方法による正確な情報の伝達等を行い、その生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。

7. 浸水想定区域における警戒避難体制

水防法第 15 条の規定に基づき指定された、緑川水系緑川及び緑川水系浜戸川に係る浸水想定区域について、次のとおり警戒体制を定める。

- (1) 浸水想定区域内の住民等は、本町から避難勧告の発令があった場合、堤防から水があふれる危険や堤防の決壊のおそれがあると判断した場合は、原則として橋梁を渡らず、あらかじめ定められた避難場所等に避難する。
- (2) 避難にあたっては、自主防災組織等が中心となって、障がい者や高齢者等避難行動要支援者に配慮し、地域ぐるみで行動するよう努めるものとする。

8. 避難所における男女共同参画の推進

町は、男女共同参画の視点から、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。

9. 土砂災害警戒（特別）区域及び災害危険区域における避難対策

- (1) 危険区域の危険が増大したときは、町長は、危険区域ごとに居住者、滞在者、その他の者に対し避難のための立ち退きを勧告又は指示する。
- (2) 情報連絡員又は消防団員等、応急作業に従事している者は、災害が発生し、又は発生のおそれがあるため住民の身边に危険が及ぶと判断されるときは、直ちにその必要があると認められる区域ごとに、避難のための立ち退きを勧告又は指示について必要な措置を行う。
- (3) (2) による勧告又は指示を行ったときは、避難を必要とした理由、避難場所、人員、その他必要な事項を町長に対し直ちに報告しなければならない。

10. 要支援者に対する対策

(1) 安否確認、救助活動

町は、あらかじめ把握している災害時要支援者について、民生委員、近隣住民、自主防災組織、福祉団体(社会福祉協議会、老人クラブ等)の協力を得て、安否確認、救助活動を実施するものとする。

避難支援計画に基づき、あらかじめ選定している避難支援者等を通じて、安否確認等を実施するものとする。

なお、消防機関等は、救助に当たって、要支援者の特性に配慮するものとする。

(2) 情報の提供

避難所においては、要支援者に円滑に情報伝達ができるように障害等の状況に応じて、文字放送用テレビやファクシミリ等を設置するほか、必要に応じて手話や外国語の通訳を確保するものとする。

(3) 生活の支援

ア 相談体制の整備

町は、避難所、福祉課、社会福祉協議会等に相談窓口を設置し、要援護者の相談に応じるとともに、必要な支援のニーズ把握を行うものとする。

なお、窓口には、ファクシミリ等の機器の設置や通訳等の配置についての配慮が必要である。

また、相談窓口に来られない人に対しては、避難所や自宅等を巡回して声を掛け、各種相談等に応じるとともに、必要な支援のニーズ把握を行うものとする。

イ 心身両面の健康管理

要援護者の中には、特に健康面の配慮が必要であるものがあるため、医師、保健師、看護師、等が避難所や自宅等を巡回し、健康状態の確認や各種相談に応じるとともに、医療ケア等を行うものとする。

また、大規模災害発生後は、大きなショックや強い不安感を感じたり、長引く避難所生活の中でストレスが蓄積するなど、精神的な大きな負担を強いられるので、精神科医、臨床心理士、保健師等によるこころのケアを行うものとする。

11. 外国人に対する対策

町は、在日外国人と訪日外国人とは行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的

確な情報伝達の環境整備に努めるとともに、その円滑な避難誘導體制の構築に努めるものとする。

12. 防火対象物等における避難対策等

学校、病院、工場、事業場、その他消防法による防火対象物の防火管理者及び防災管理者は、多数の者の出入りする施設として災害時の避難対策を十分講じておくものとする。

特に、学校においては、次の応急措置等を実施するものとする。

(1) 情報の伝達・収集等

ア 教育長は、災害の種別、程度により速やかに学校長に通報し、必要な避難措置をとらせるものとする。

イ 学校長は、教育長又は関係機関から災害に関する情報を受けた場合には、教職員に対して当該情報を速やかに伝達するとともに、自らテレビ、ラジオ等により地域の被害状況等災害情報の収集に努めるものとする。

なお、児童・生徒等への伝達にあたっては、混乱を防止するように配慮するものとする。

ウ 学校長は、児童・生徒等及び学校施設に被害を受け、又はそのおそれがある場合は、直ちにその状況を町、嘱託員、自主防災組織、消防団、近隣住民その他関係機関に報告し、必要に応じ応援等を求めるものとする。

(2) 避難の指示等

ア 教育長の避難の指示等は、町長等の指示により行うほか、安全性を考慮して、速やかに実施するものとする。

また、避難の指示にあたっては、災害の種別、発生の時期及び発生場所等を考慮に入れて、危険が迫っている学校から順次指示するほか、一斉メール、ファックス等により必要な情報を当該地域の学校全てに伝えるものとする。

イ 学校長は、教育長から避難の指示等があった場合には、速やかに実施するとともに、緊急を要する場合には、自ら災害の状況を判断し、児童・生徒等の屋外への避難や緊急避難場所等への避難を迅速に指示するものとする。

なお、状況によっては、教職員が個々に適切な指示を行うものとする。

ウ 児童・生徒等が学校の管理外にある場合には、学校長は状況を判断して臨時休校等の措置を講ずるものとする。

なお、臨時休校の通告及び連絡方法については、あらかじめ児童・生徒等に対し周知徹底をしておくものとする。

(3) 避難の誘導等

ア 避難の誘導

学校長及び教職員は、児童・生徒等の安全を確保するため、あらかじめ定めた計画に基づき児童・生徒等の誘導を行うものとする。

なお、状況により校外への誘導が必要である場合は、町、嘱託員、自主防災組織、消防団、近隣住民その他関係機関の指示及び協力を得て行うものとする。

イ 避難の順位

児童・生徒等の避難順位は、低学年、疾病者等を優先して行うものとする。

ウ 下校時の危険防止

学校長は、災害の状況により、児童・生徒等を下校させる場合には、次の方法によるものとする。

(ア) 児童・生徒等に必要な注意を与えるとともに、校区内の危険箇所（がけ崩れ、危険な橋堤防等）の通行を避けるように配慮するものとする。

(イ) 通学区域ごとの集団下校または教職員による引率等の措置を講ずるものとする。

エ 校内保護

学校長は、災害の状況により、児童・生徒等を下校させることが危険であると判断した場合は、校内に保護し、速やかに保護者への連絡に努めるものとする。

なお、この場合、速やかに町に対して、児童・生徒等の数その他必要な事項を報告するものとする。

(4) 学校が地域の避難所となる場合の留意事項

ア 避難所になった学校の学校長は避難所に供する施設、設備の安全を確認し、避難した者に対して、その利用について必要な指示をするものとする。

イ 学校長は、施設及び設備の応急復旧状況を把握し、速やかに応急教育計画を作成し、応急教育の開始時期及び方法を確実に児童・生徒等及び保護者に連絡するものとする。

ウ 全児童・生徒等を学校に同時に収容できない場合は、二部授業又は地域の公共施設を利用して分散授業を行う等の措置を講じるものとする。

エ 避難が長期間となる恐れがある場合は、市町村は学校長と協議し、学校教育上支障とならないように必要な措置を講じるものとする。

(5) その他の留意事項

ア 保健衛生

学校長は、災害時において、建物内外の清掃、給食、飲料水等に留意し、児童・生徒等の保健衛生について必要な措置を講じるものとする。

イ 教育活動の再開

学校長は、教育活動の再開に当たっては、児童・生徒等の登下校時の安全に留意するものとする。

ウ 避難訓練の実施

学校長は、災害種別に応じた避難訓練を、平素から実施するものとする。

なお、訓練に際しては、学校関係者だけでなく町、嘱託員、自主防災組織、消防団、近隣住民その他関係機関等参加型訓練の実施など工夫に努める。

エ 連絡網の整備

教育長の各学校への通報および連絡は、迅速かつ的確に行われるように、平素から連絡網を整備しておくものとする。

オ 計画の策定

学校長は、次の事項について計画し、集団避難が安全、かつ迅速に行われるようにするものとする。

- (ア) 災害の種別に応じた避難指示等の伝達方法
- (イ) 緊急避難場所の指定
- (ウ) 避難順位および緊急避難場所までの誘導責任者
- (エ) 児童生徒の携行品
- (オ) 余裕がある場合の書類、備品等の搬出計画
- (カ) 負傷者の救護方法
- (キ) 保護者への連絡及び引き渡し方法
- (ク) 登下校中の避難方法

第7節 水防計画

水防法第7条に基づき洪水による水害を警戒防御し、これによる被害を軽減するため、町全域わたる河川、溜池等に対する水防上の必要な監視、警戒、通信連絡、水防活動及び水防に必要な資機材施設の整備運用等を定める計画である。

1. 水防組織

水防活動を行うため、町水防本部を設置する。ただし、美里町災害対策条例により美里町災害対策本部が設置されたときは、水防本部は災害対策本部に吸収される。

(1) 水防本部の組織及び事務分掌

本部長	総務班 総務課	1. 諸状況の判断及び各種指令運営に関すること。 2. 各種対策の企画立案に関すること。 3. 水防団(消防団)の出動に関すること。 4. 水防に関するその他庶務。
町長		
副本部長	情報班 企画情報課	1. 水防に関する各種情報の収集。 2. 水防本部指示の伝達。 3. 水防関係機関との連絡調整。 4. 気象、水防活動、被害状況等の記録整備。
副町長 教育長 消防団長		
	現地対策班 建設課 経済課 林務観光課	1. 水防資機材の調達、輸送に関すること。 2. 水防作業の技術指導に関すること。 3. 各種対策の実施に関すること。 4. 水防区域の警戒監視。

(2) 業務の開始

業務を開始するときは、直ちに次に定める配置体制を確立する。

- ア 注意体制
- イ 警戒体制
- ウ 非常体制

2. 水防活動

(1) 町の責任

町における水防体制と組織の確立強化及び水防能力の確保に努め、区域内における水防対策を実施する。

(2) 一般住民の責任

水防区域内に居住するものは気象状況、出水状況等に注意し、水害等が予想される場合は進んで水防に協力する。

(3) 業 務

水防管理者である町長は、消防団を指揮して次の業務を行う。

ア 連絡

町長は、常に宇城地域振興局土木部、宇城警察署及び隣接の他の管理団体等と水防に関する相互連絡についてあらかじめ打ち合わせをし、定めた方法により連絡をとる。

イ 情報収集及び記録

町長は、区域内の各河川等の状況を把握するため、あらかじめ定められた箇所ごとに巡視員を派遣して、随時又は定時に巡視させ、水位の変動、堤防・護岸の異常について報告させるとともに、水門、樋門等の管理者にその開閉状況を報告させ、その異常については、これを記録させ、水防上の危険があると認める箇所があるときは、宇城地域振興局土木部長に連絡して必要な指示を受ける。

ウ 警戒監視

監視は、原則として担任区域の消防団があたり、必要に応じて職員を派遣する。監視は、随時担任区域を巡視し、溢水、漏水、決壊等のおそれがあると認めるときは、直ちにその状況を分団長を経て、町長に報告し、応急工作等必要な措置を行う。

エ 援助の要請

(ア) 町長は、水防のため必要があるときは、宇城広域連合消防本部に対し消防職員、宇城警察署に対して警察官の出動を求めるものとする。

(イ) 町長は、水防のため必要があるときは、その区域内の居住者又は水防現場にいる者を水防作業に従事させることができる。

オ 水防活動（作業）

町長は、水防活動を指揮し、状況に応じた適正な工法により堤防の決壊を未然に防止するものとする。なお、必要があると認めるときは、宇城地域振興局土木部長に指導のための職員の派遣を要請するものとする。

カ 相互応援

町長は、緊急の必要があるときは、隣接の水防管理者又は消防機関の長に対して応援を求めることができるものとする。この場合、応援のため派遣された者は、所用の器具、資材を携行し応援を求めた者の所轄の下に行動するものとする。このため利害を共通する隣接の管理者と洪水防御について、あらかじめ相互応援、費用の負担等について協定しておくものとする。

キ 地元住民の応援

水防活動上必要がある場合は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者の立ち入りを禁止し、又は制限し、その区域内の居住者に水防応援活動の協力援助を要請する。

(4) 出動の基準

ア 町長は、次の場合は消防団に対して出動準備をさせるものとする。

(ア) 河川の水位が上昇し出動の必要が予想されるとき。

(イ) 気象状況等によって、洪水又は溢水の危険が察知されるとき。

イ 町長は、次の場合は直ちに消防団をあらかじめ定めた計画に従い出動させ、警戒配置につかせるものとする。

この場合は、直ちに宇城地域振興局土木部へ報告するものとする。

(ア) 河川の水位が警戒水位に達したとき。

(5) 避難のための立ち退き

洪水又は溢水等により著しく危険が切迫していると認めるとき又は下記の水位に達したときは、町長は必要と認める区域の居住者に対し、信号あるいは広報その他の方法により、立ち退き又はその準備を指示するものとする。立ち退きの指示をする場合には、宇城警察署長にその旨通知するものとする。このため町長はあらかじめ、宇城警察署長と協議のうえ、立ち退き計画を作成し、予定立ち退き先、経路等について必要な措置を講じておくものとする。

ア 避難判断水位に達したときは、避難行動の準備を行う目安となる水位。

イ 氾濫危険水位に達したときは、氾濫の恐れがあり、避難行動を行う目安となる水位。

(6) 決壊等の通報及び決壊後の処置

堤防その他の施設が決壊し、又はこれに準ずべき事態が発生したときは、町長、消防団長又は消防機関の長は、直ちにその旨を宇城地域振興局土木部長及び氾濫する方向の隣接の管理団体等に通報するものとする。又、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

(7) 費用の負担

町は、その管轄区域の水防に要する費用を負担するものとする。ただし、他の水防管理団体に対する応援のために要する費用の負担は、応援を求めた水防管理団体と応援した水防管理団体との協議によるものとする。

(8) 水防活動報告

各分団長は、水防活動後2日以内に次により水防活動の状況を水防本部長に報告するとともに、その記録を保管しておくものとする。

水防活動状況報告書			
年 月 日			
美里町水防本部長 様			
第 分団長 氏名			
1. 天候の状況及び警戒中の水位の状況			
2. 警戒出動及び解散命令の時刻			
出動	時	分	解散 時 分
3. 消防団員（又は消防機関に属するもの）の出動時刻及び人員			
時	分	消防団員出動者	名
4. 水防作業の状況			
5. 堤防その他の施設等の異常の有無及びこれに対する処置と資用材料の種類及び員数とその消耗品分及び回収分			
資用材料の種類			員数
			名
6. 水防法第21条の規定による収容又は使用の機具資材の種類、員数及び使用場所			
使用の機具、資材の種類		使用場所	員数
			名
7. 障害物処分の数量及びその事由並びに処分の方法と場所			
使用事由	障害物処分の数量	処分の方法と場所	
8. 居住者出動の状況			
9. 現場指導員氏名			
10. 水防従事者の死傷事故の有無			
11. 堤防、その他の施設で緊急工事を要するものが生じたときは、その損害状況			
12. その他必要な事項			

3. 水防資機材等の備蓄

(1) 町は、水防倉庫に水防資機材を備蓄しておくものとする。備蓄状況は、次のとおりである。

倉庫名	所在地	資 機 材							
		土のう	木 材			スコップ	ツルハシ	縄	掛矢
			杭	板	他				
防災倉庫	永富	2,000	50	10		10	5	1	5

(2) 資材確保のため、資材業者の保有資材量を調査しておき、緊急時の補給に備えるものとする。水防資機材が使用又は損傷により不足を生じたときは、直ちに補充しておくものとする。

4. 水防訓練

(1) 町長は、水防に関する訓練を毎年実施するものとする。

(2) 水防訓練の種別は、通信訓練、招集訓練、水防工法訓練、避難訓練とする。

第8節 消防計画

火災を警戒・防御し、被害を軽減するため、組織、施設等の整備、水利の確保等の消防活動について定めた計画である。

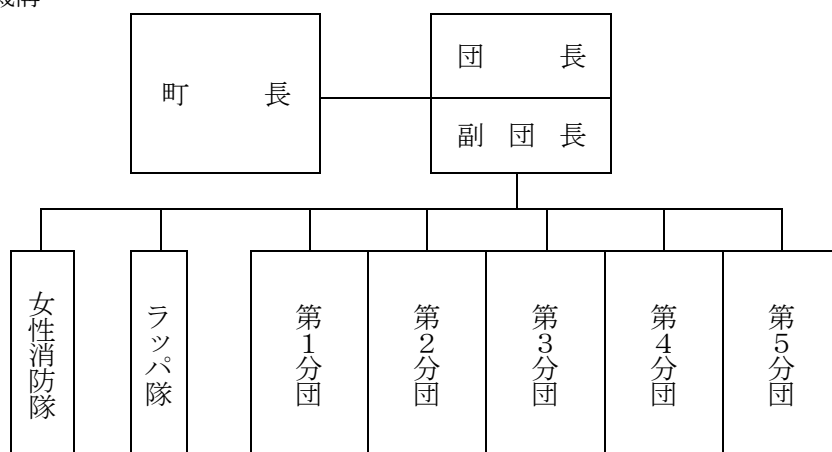
1. 消防組織、機構

消防組織法（昭和22年法律第226号）及び消防力の基準による本町の消防組織、機構は次のとおりである。

（1）組織

団 長	副団長	分団長	副分団長	部 長	班 長	団 員	計
1	2	6 (ラッパ 隊長 1)	5	12 (女性隊長 1)	20 (副隊長 1)	<u>229</u>	<u>275</u>

（2）機構



2. 消防施設設備の整備状況

（1）消防ポンプ

消防ポンプの現有数は次のとおりである。

分団等	班 数	ポンプ車	付積載車	小 型	軽可搬	備 考
第1分団	3		7	3		
第2分団	4	1	7			
第3分団	3		6			
第4分団	4		7			
第5分団	5		9			
女性消防隊	1				2	
計	20	1	36	3	2	

（2）消防水利

消防水利は、常時使用可能な状態に管理するとともに、水利不足の地域においては計画的に整備を図るものとする。

なお、消防水利の現有数は次のとおりである。

	防 火 水 槽 (単位：m³)			消火栓	プール	自然水利	その他
	100 以上	40～100 未満	40 未満				
現有数	5	<u>160</u>	32	203	10	44	

3. 消防活動計画

(1) 火災警報の発令

- ア 町長は、火災気象通報を受けた場合、又は気象の状態が火災の予防上危険であると認めるときは、警戒を喚起するために火災に関する警報を発令する。
- イ 火災警報の発令及び解除の伝達は、消防団及び関係機関へ速やかに連絡するとともに、広報車、防災行政無線、サイレン、警鐘等により住民に周知を図るものとする。
- ウ 町長は、火災警報を発令した場合は、その解除までの間、宇城広域連合火災予防条例の定めるところにより、町民の火の使用を制限する。

(2) 火災予防

- ア 強風注意報、異常乾燥注意報等の発令により、火災予防上危険があると認められる場合、又は火災が発生した場合には宇城広域連合消防本部と協力し、広報車、防災行政無線等により、住民への警戒の喚起に努め、警戒体制を強化するとともに、特別警戒態勢を確立して万全を期す。
- イ 町内の各地区、民間の企業等は、自主的に災害の予防、初期消火、消防団への協力のため自主防災組織を編成するものとする。

自主防災組織の活動は、消防本部及び消防団と緊密な連携をとるとともに災害現場においては、消防長（消防署長）又は消防団長の所轄のもとに行動し、住民の生命、財産、身体の救護及び災害の防御、鎮圧に協力する。

(3) 緊急避難体制

災害時における避難勧告は、災害対策基本法に基づき、町長が発するが、緊急避難については、常に第一線で防災活動に従事し危険の実態を把握できる立場にある消防団員が的確に行う。

ア 緊急避難の基準

- (ア) 火災が拡大するおそれのあるとき。
- (イ) 爆発のおそれがあるとき。
- (ウ) その他居住者の生命、又は身体を災害から保護するため必要と認められるとき。

イ 緊急避難又は立ち退きの指示を行った場合は、速やかにその旨を町長、宇城警察署長に通報する。

(4) 動員計画

ア 招集計画

火災発生の場合は、通信施設の途絶が予想されるので、勤務時間外、休日等においては、職員及び消防団員は、自主的に参集することを原則とする。

- (ア) 職員は原則として役場へ参集する。
- (イ) 消防団員は、所属する消防倉庫又は所轄する災害現場へ参集する。ただし、災害発生の場合において、災害に関する緊急情報等を受理した場合等においては、所定の場所へ参集する。

4. 応援部隊要請計画

火災現場における最高責任者は、火災の状況を明確に判断してその旨を町長に報告し、町長は必要に応じ消防相互応援協定に基づき要請をする。

(1) 応援要請は次の事項を明示して行う。

- ア 災害の状況
- イ 応援車両の種類
- ウ 必要人員
- エ 到着希望時刻

(2) 応援消防隊の指揮は、消防相互応援協定に基づきその都度町長が特命するものとし、応援消防隊は特命指揮者のもとに活動に従事する。

(3) 応援部隊の費用の負担等については、消防相互応援協定による。

第9節 救出計画

災害によって生命、身体が危険な状態にある者、又は生死不明の者を捜査し、救助してこれを保護するとともに救急業務を円滑に遂行するための計画である。

1. 実施責任者

り災者の救出は、奉仕労力、必要な機械等により福祉対策部が行う。ただし、応急措置のため必要がある場合は、他の市町村長、県知事、その他関係機関に応援を要請する。

2. 救出対象者

災害によって生命、身体が危険な状態にある者で、早急に救出を要する者、又は行方不明の者で、諸般の情勢から生存していると推定される者、又は生命があるかどうか明らかでない者とする。

3. 救出隊の編成

(1) 被救出者があり、救出の必要がある場合、災害対策本部長の命により救出隊を編成する。

(2) 編成は消防団を主体とし、災害の規模、程度に応じて町関係職員、その他増強要因を編成する。

4. 救出活動

救出隊長は、装備した機器材を活用し、隊員を指揮して救出活動にあたる。町のみで救出が困難な場合は、県又は他の市町村、その他関係機関の応援を得て実施する。

5. 災害救助法に基づく救出

災害救助法が適用された場合においては、熊本県災害救助法施行細則（昭和52年熊本県規則第67号）の定めるところにより実施する。

なお、救出の期間は災害発生の日から3日以内であるが、特別の事情がある場合は、町長は、知事に期間の延長を申請するものとする。

第10節 食料供給計画

災害時において、り災者及び応急措置従事者等に供給する食料の確保と供給の確実を期するための計画である。

1. 実施責任者

町は、炊き出し、食品給与を行う。ただし、町のみでは実施が不可能な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施する。

2. 実施方法

炊き出しは、避難所等食事をする場所に近い適当な場所において実施する。特に福祉避難所である福祉保健センター近くの道の駅美里「佐俣の湯」は入浴及び食事提供の施設としてその提供を施設管理者と協議するものとする。また、町が奉仕団等の協力により、学校の給食施設等の施設を利用して行う場合は、必ず町職員等責任者が立ち会い、その実施について指導するとともに必要事項を記録する。

3. 物資の確保

町は、炊き出し、その他食品給与のため必要な原材料、燃料等を確保する。また、備蓄品を確保するため、備蓄倉庫を整備する。

4. 食品衛生

町は、炊き出しにあたっては、常に食品の衛生に心がけ、特に次の点に留意する。

(1) 炊き出し施設は、学校等の給食施設又は公民館、社寺等の既設施設を利用するほか、これが得難いときは、湿地、排水の悪い場所、塵埃、汚物処理等から離れた場所を選定してもらう。

(2) 炊き出し場所には、手洗い設備及び器具類の消毒ができる設備を設ける。

5. 災害救助法に基づく食品の給与

災害救助法が適用された場合においては、熊本県災害救助法施行細則の定めるところによる。

6. やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、必要な物資の配布に努めるとともに、保健師等による巡回の保健医療サービスの提供、インターネットやラジオ等を通じた正確な情報伝達等により、生活環境の確保に努める。

第11節 食料品等物資供給計画

り災害に対する衣料、生活必需品等の確保と供給の迅速、円滑な運営を期するための計画である。

1. 実施責任者

り災害に対する衣料、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与は福祉対策部が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は、熊本県災害救助法施行細則により実施するが、物資の確保及び輸送は、原則として県が行い、各世帯に対する割当て及び支給は、町において行う。

2. 衣料等物資の給与又は貸与の対象者

災害によって家屋の全焼、全壊、半壊、流失及び床上浸水等の被害を受けた者で、次事項に該当する者。

- (1) 日常生活に必要な被服、寝具等を喪失した者。
- (2) その他必需品がないため、日常生活を営むことが困難な者。

3. 衣料等物資の範囲

- (1) 寝具
- (2) 外衣
- (3) 肌着
- (4) 身の回り品
- (5) 炊事用具
- (6) 食器
- (7) 日用品
- (8) 光熱材料

4. 衣料等物資の給与又は貸与の方法

福祉課は、世帯別構成員別状況を把握し、物資購入及び配分計画を樹立し、これにより供給又は貸与するものとする。

物資の供給又は貸付は、各地区の物資支給責任者を嘱託員とし、その協力を求めて配分計画に基づきり災害に配分するものとする。生活保護世帯については、宇城地域振興局福祉課を通じて支給する。

5. 生活必需品の円滑な提供

町は、被災者が必要とする生活必需品が円滑に提供されるよう、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し情報共有を図り、迅速かつ的確な情報収集を行うものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

6. 災害救助法に基づく措置

災害救助法が適用された場合においては、熊本県災害救助法施行細則の定めるところによる。

7. 町は物資の管理・配送等に適した物資集積拠点を複数選定するとともに、あらかじめ協定を締結した物資事業者等との連携体制の構築に努める。

第12節 応急仮設住宅の建設計画

災害により住宅を失ったり災害で、自らの資力では住宅の確保ができない者に対して、仮設住宅を提供し、り災害者の居住安定を図るための計画である。

1. 実施責任者

町は、災害により住宅を失い、又は破損のため居住することができなくなった世帯に対する住宅の仮設を実施する。ただし、災害救助法が適用された場合は、県が実施する。

2. 応急仮設住宅の設置

(1) 急仮設住宅の入居基準

- ア 住宅が全焼、全壊又は流失した者。
- イ 居住する住宅がない者。
- ウ 自らの資力では建築することができない者。

(2) 建築基準

規 模	一戸あたり	25 m ² 以内
構 造	一戸建て平屋	
設置戸数	災害により全焼、全壊、流失した戸数	

費用 一戸あたりの建設費、救助法の限度額以内

着工 災害発生の日から 20 日以内

(3) 設置場所

原則として、町長が選定する場所とする。

(4) 供与期間

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 8 条第 3 項による期間（最高 2 年以内）

3. 住宅の応急修理

(1) 応急修理を受ける者

ア 住宅が半焼又は半壊し、当面の日常生活ができない者。

イ 自らの資力で応急処理ができない者。

(2) 修理基準

ア 修理の範囲

(ア) 世帯単位でなく、戸数単位で実施する。

(イ) 居室、炊事場、トイレ等日常生活に欠くことのできない部分に限る。

イ 修理戸数 半焼、半壊戸数

ウ 費用 一戸あたりの応急修理基準、救助法の適用限度内。

エ 修理期間 災害発生の日から 1 ヶ月以内

4. 災害救助法に基づく措置

災害救助法が適用された場合においては、熊本県災害救助法施行細則の定めによる。

第 13 節 飲料水供給計画

災害により給水施設の破壊、あるいは飲料水の枯渇、汚染により飲料水に適する水を得ることができない者に対し、最小限度必要な飲料水を供給し、り災者を保護するための計画である。

1. 実施責任者

町は飲料水の供給を実施する。ただし、町においてできないときは、熊本市と広域連携協定の範囲で、給水車の協力を得ると同時に、関係企業との飲料水提供の協定を締結する。また、非常用水袋の備蓄を行う。

2. 給水の対象者及び給水量

被災のため、水道、井戸等の給水施設が破壊され、飲料水が汚染し、又は枯渇するため、飲料水が得られない者に対して、1 日約 3 リットルを供給するものとする。

3. 応急飲料水の供給方法

(1) 応急飲料水の確保

被害を受けていない水源地又は簡易水道から取水し、給水車又は貯水槽、給水容器等を用いて搬送のうえ給水する。

(2) 被災者への給水

確保した飲料水は、バケツ又は缶等に入れ被災者に対し供給するものとする。

4. 応急飲料水以外の生活用水の確保

その必要最小限度の確保及び供給を図るものとする。また、必要な場合はその確保のために耐震性貯水槽を整備する。

5. 家庭用水の確保

災害発生が予想される場合は、事前に各家庭において飲料水として必要量の貯水をするよう広報車及び防災行政無線等を通じて町民に通知する。

第 14 節 障害物の除去計画

1. 実施責任者

町長は、災害により住居又はその周辺に運ばれた土石竹木等の除去作業を実施する。

2. 除去の方法

(1) 住居内の障害物

当面の日常生活が可能な程度の応急的除去に限られる。

(2) 交通遮断の障害物

ア. 町道、県道、国道上の、障害物は、それぞれ町、県、国土交通省が除去するが、相互に協力して行う。

イ. 河川、橋梁における流木等の障害物は、必要機材をもって除去する。

3. 障害物の一時的集積場所

地区ごとに定め、原則として学校の運動場等公用地を利用する。

第15節 廃棄物処理計画

1. 計画の方針

災害で発生による廃棄物の処理を迅速・適正に行い、住民の生活環境の保全及び生活再建の後押しを図るため、町はそれぞれの区域内における被災状況を想定し定めた町災害廃棄物処理計画（平成 31 年 3 月）に基づき処理を行うものとする。

2. 被害状況調査、把握体制

- (1) 速やかに被害状況を把握するため、調査地域、調査対象施設・設備、調査者等を明確にした調査体制を整備する。
- (2) 廃棄物処理施設等の被害状況を早急に取りまとめ、所轄保健所へ報告する体制を整備する。
- (3) 県は、保健所からの被害状況報告を取りまとめ、国等関係機関へ連絡する体制を整備する。

3. 廃棄物の仮置場候補地の選定等

- (1) 災害廃棄物の処理を早期に完了するためには、迅速な仮置場の設置と適正な運営管理が必要となる。そのため、町は、あらかじめ、災害時に発生する損壊家屋や流出家屋のがれき等の災害廃棄物の仮置場用地の選定、確保、動線やレイアウトの検討等に努めるものとする。
また、仮置場候補地については、周辺環境や交通アクセス等に留意するとともに、浸水想定区域や河川敷、がけ地などの災害の恐れがある場所を避け、複数の候補地選定に努めるものとする。
- (2) 町は、平常時から災害廃棄物処理を委託する可能性のある廃棄物処理施設について、ヒアリング等の実施とおして、処理能力の確認を行うものとする。町は、あらかじめ、災害時に発生する損壊家屋や流出家屋のがれき等の災害廃棄物の仮置場用地の選定、確保に努めるものとする。
また、1次処理（選別）、2次処理（焼却、破碎等）など段階的な処理場用地の選定に取り組むものとする。

4. 災害廃棄物処理の広域応援体制

- (1) 災害廃棄物の発生量や処理能力等を想定の上、近隣市町村と相互応援体制の整備に努める。
- (2) 広範囲の被災により近隣市町村による相互応援体制が維持できない場合を想定した広域応援体制の整備に努める。
- (3) 町は、国（環境省）が整備している災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）や災害廃棄物処理支援員制度、地方公共団体等の関係者で組織する地域ブロック協議会等による人材育成や、災害廃棄物に関する情報、D.Waste-Net や地域ブロック協議会の取組等の周知に努めるものとする。

5. 災害廃棄物処理計画

- (1) 町は、各地域別の被災状況を速やかに把握し、災害廃棄物の発生量を推計するとともに、災害廃棄物の処理を行う施設の処理能力を確認の上、収集、運搬、処分の対策を講じるものとする。
- (2) 町は、災害廃棄物処理の実施に必要な人員、機材等の確保に努めるとともに、災害廃棄物の処理を行う施設の処理能力を超える発生量が見込まれる場合は、近隣市町村へ応援要請を行う。
- (3) 町は、災害廃棄物の発生状況を踏まえ、災害廃棄物の仮置場の設置を行うものとする。県は、町が設置する仮置場の運営管理や解体家屋のアスベスト飛散防止対策等の措置の徹底のため、必要に応じて状況の確認を行うものとする。
- (4) 町は、地区住民が道路上に災害廃棄物を出し交通の妨げにならないよう周知するとともに、道路上の障害物により通常の収集ができない地区については、臨時収集場所を設け、収集への協力を求める。
- (5) 町は、防疫上食物の残さ等腐敗性のごみを優先的に収集運搬する。
- (6) 町は、損壊家屋や流失家屋のがれき等については、原則として被災者自ら市町村の定める場所に搬入することが望ましいが、被災者自ら搬入することが困難な場合又は道路等に散在し緊急的に処理する必要がある場合は、市町村が収集処理を行う。
- (7) 町は、必要により災害廃棄物の仮置場及び1次処理場（選別）、2次処理場（焼却、破碎等）の設置を行うものとする。
- (8) 県は、町からの要請を受けた時又は被害の状況等から判断して必要と認めた時は、迅速かつ適切な処理が行えるように、市町村相互間の応援要請、「九州・山口9県における災害廃棄物処理に係る相互支援協定」等に基づく他県への応援要請および廃棄物処理業者等で構成する（社）熊本県産業廃棄物協会との災害廃棄物処理支援活動協定に基づく協力要請について必要な連絡調整および助言を行うものとする。
- (9) 詳細については、別紙災害廃棄物処理計画に基づくものとする。

6. 堆積土砂の処理

- (1) 町は、各地域別の被災状況を速やかに把握し、堆積土砂の流入・堆積量を推計するとともに、堆積土砂の処理を行う施設の処理能力を確認の上、収集、運搬、処分の対策を講じるものとする。

- (2) 町は、堆積土砂を処理する場合、国土交通省作成土砂がれき撤去の事例ガイド等を基に、堆積土砂の発生量等を把握したうえで、堆積土砂処理実行計画を策定する。なお、堆積土砂処理実行計画は、処理の進捗に応じて段階的に見直しを行うものとする。
- (3) 町は、堆積土砂処理の実施に必要な人員、機材等の確保に努めるとともに、堆積土砂の処理を行う施設の処理能力を超える発生量が見込まれる場合は、近隣市町村へ応援要請を行う。
- (4) 町は、必要に応じて堆積土砂の仮置場の設置を行うものとする。県は、堆積土砂の仮置き場の確保に向け、積極的に候補地について調査を行い、市町村に情報を提供するものとする。
- (5) 県は、町からの要請を受けた時又は被害の状況等から判断して必要と認めた時は、迅速かつ適切な処理が行えるように、市町村相互間の応援要請、他県への応援要請及び関係団体と必要な連絡調整及び助言を行うものとする。

7. し尿の処理

- (1) 町は、被災状況を速やかに把握し、被災家屋の汲取式便槽のし尿排出量を推計するとともに、し尿処理施設の被災状況や処理能力を確認の上、収集、運搬、処分の対策を樹立する。
- (2) 町は、し尿処理の実施に必要な人員、機材等の確保に努める。
- (3) 町は、被災時における水洗トイレ等の使用の困難性を考慮し、共同仮設トイレを設ける等適正管理の対策を講じる。

第16節 清掃計画

1. 実施責任者

町長は、災害により汚染したごみ、し尿等を速やかに処理して清潔を保ち、生活環境を整備する作業を実施する。ただし、町のみでは実施できないときは、県又は隣接市村に応援又は協力を要請して行う。

2. し尿収集処理

し尿の収集は、許可業者により行い、原則として処理施設により処理する。

3. ごみ収集処理の方法

ごみ等の収集は、直営及び委託業者により行う。収集したごみは、処理施設において処理する。また、汚でい等の不燃物は、完全に消毒のうえ地下に埋設するなどの方法により、環境衛生上支障のない方法で処分を行う。なお、道路、河川上のごみ等は、それぞれの管理者が処理する。

4. へい獣の処理

へい獣は、原則としてへい獣処理場において処理する。ただし、へい獣処理場において処理することが困難な場合は、知事の許可を受けて処理する。

第17節 医療助産計画

1. 実施責任者

町長は、災害のため、住民の医療が困難となった場合における罹災地の住民に対する応急的な医療及び助産を実施する。なお、災害救助法が適用された場合は、町は知事の補助執行機関としてこれを行う。

2. 医療助産の範囲

(1) 医療の範囲

- ア 診療
- イ 薬剤又は治療材料の支給
- ウ 処置手術、その他治療及び施術他
- エ 病院又は診療所への収容
- オ 看護

(2) 助産の範囲

- ア 分娩の介助
- イ 分娩前、分娩後の処置
- ウ 脱脂綿、ガーゼ、その他衛生材料の支給

3. 救護班及び医療班の編成等

災害現場において医療、助産救助を実施するため、次の基準により、救護班又は医療班を編成し必要に応じ出動するものとする。

(1) 救護班

医師1～2人、薬剤師1人、看護師2～3人、事務職員1人、診療車を有するとき
運転手1人をもって編成する。班長は医師のうち1人をもって定める。

団体名	構成機関名	所在地	電話番号	編成班数
保健所	宇城地域振興局 保健福祉環境部	宇城市松橋町 久具 400-1	32-1147	2
医師会	郡東部医師会 (宇城市豊野町・美里町)	美里町永富 328 (間部病院内)	47-0032	2

(2) 医療班

医師1人、補助員（看護師を含む）若干名をもって編成する。

4. 実施の方法

(1) 救護班及び医療班の派遣による方法

災害現地において医療の必要があるとき、町長は、町地域防災計画の定めるところにより現地に救護班又は医療班を派遣して行う。

(2) 医療機関による方法

医療機関において医療を実施することが適当なときは、町長は、医療機関又は町長が収容委託した病院に移送して行う。

(3) 県からの応援等

町長は、当該地域の機関によっては十分な医療、助産、救助等の活動ができないと認めるときは、県にその旨を連絡するなど他機関の応援を求めて実施する。

(4) 災害救助法が適用されたときの取り扱い

町長は、医療救助法等の実施方法について、県と協議のうえ行うものとする。

5. 災害救助法による実施

災害救助法が適用された場合の実施基準は、熊本県災害救助法施行細則により実施する。

6. 災害救助法が適用されない災害における費用の負担

災害救助法が適用されない災害における費用は、次により町が負担するものとする。ただし、他の制度により費用の負担が定められているものについてはこの限りでない。

(1) 医療及び助産の費用

災害救助法実施基準（費用の基準）に定めるところに準ずる。

(2) 救護班又は医師班として救護医療活動に従事した医師、その他の者が、そのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害者となったときの災害補償は、熊本県消防補償等組合消防団員等公務災害補償条例の規定による。

第18節 死体の搜索及び収容埋葬計画

災害のため、死亡していると推定される者の搜索及び死亡者の収容、埋葬の措置を行うための計画である。

1. 実施責任者

災害時に死亡した者の死体搜索、見分、処理及び埋葬の実施は町が行う。

2. 搜索及び収容、埋葬の方法

- (1) 死体の搜索は、奉仕団の協力等により、搜索に必要な舟艇、その他機械器具を借り上げて行い、町のみで困難な場合は宇城広域連合消防本部等他機関の応援を得て実施する。
- (2) 死体の搜索期間は、災害発生後1週間以内とする。ただし、1週間を経過してもなお搜索を必要とするときは、災害対策本部長の指示により、搜索及び収容隊の規模を縮小して行う。

3. 死体の収容及び埋葬

(1) 死体の収容

発見された死体については、死体取扱規則（昭和33年国家公安委員会規則第4号）の規定により警察官の検視の後、災害対策本部長が指示する次の場所に収容する。ただし、遺族において処理できるものについては、遺族に引き渡す。

収 容 先	住 所	最大収容数
美里町福祉保健センター湯の香苑	美里町佐保 338 番地	10
美里町林業総合センター	美里町坂貫 563 番地	30
美里町柔剣道場	美里町原町 330 番地	30

(2) 収容後の処理

- ア 死体の洗浄、縫い合せ、消毒等、
- イ 死体の一時保存
- ウ 検案

(3) 身元不明の死体に対する措置

漂流死体等で身元が判明しない場合は、行旅病人及び行旅死亡取扱法（明治32年法律第93号）の規定により処理する。

4. 死体の埋葬

- (1) 死体の埋葬は、警察官の検視（見分）を待って、医療班又は医師が、奉仕団等の労力奉仕により、仮設の埋葬場所を借り上げて行い、町のみで困難な場合は他機関の所属の医療班等の応援を得て実施する。
- (2) 埋葬は、原則として火葬とする。また、棺、骨壺等現物を遺族に支給することによって行うこともできる。

第19節 防疫計画

災害時において伝染病の流行を防止するための計画である。

1. 実施機関

災害時における防疫事業は、町が行う。ただし、激甚災害のため町において十分な防疫活動ができない場合は、県に要請する。

2. 防疫活動組織

(1) 防疫体制の強化

防疫活動の徹底を図るため、町は、県、日赤、医師会、その他関係機関の協力を求めるものとする。

(2) 防疫班の編成

町は、防疫実施のため、防疫班を編成する。

(3) 防疫班の業務及び及び実施の方法

- ア 検病調査及び健康調査
被災地区の嘱託員を通じ各個を調査して行う。

(4) 避難所の防疫措置

- ア 避難所の清潔方法、消毒方法の実施
- イ 避難者に対する検病調査の実施
- ウ 給食従事者に対する健康診断の実施
- エ 配膳時の衛生保持、残・廃物等の衛生的処理の指導

オ 飲料水等の水質検査の実施指導

カ 避難所内における衛生に関する自治組織編成の指導

(5) 臨時予防接種

(6) 患者の収容

ア 伝染病患者又は保菌者の隔離収容とともに周囲の消毒

イ 伝染病院又は隔離病舎に収容困難な場合における臨時隔離施設の設置

3. 消毒及びそ族昆虫駆除

(1) 消毒の方法

被災地又は避難所の状況に応じて機械をもって防疫活動を実施する。

ア 床上浸水家屋

減水後直ちに床、壁はクレゾール石けん液でよく淨し、器物は消毒し、床下消毒等の措置は床下乾燥後実施し、便所の消毒等について衛生上の指導を行う。(一戸当たり石灰 2 kg、クレゾール石けん液 50g)

イ 床下浸水家屋

減水後、汚物を除去し、清掃、通風を指示し、清掃完了した町内会等より逐次石灰を配布し散布を行う。(一戸当たり石灰 1 kg、クレゾール石けん液 25 g)

ウ 下水又は避難所の状況に応じて、そ族昆虫等の駆除を地域及び期間を含めて実施する。

第 20 節 交通輸送計画

1. 交通応急対策計画

町は、災害時において、交通が途絶え、又は混乱した場合、もしくはそれらのおそれがある場合は、その状態を速やかに回復して交通秩序を確立し、災害地に対する緊急輸送及び災害地に関連する交通の安全と円滑を図るため、次に掲げる応急対策を実施する。

(1) 交通規制の実施

町長は、次のような場合は、交通の安全と円滑を図るため、道路における交通規制を実施する。

ア 道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認める場合。

イ 道路に関する工事のため、やむを得ないと認める場合。

ウ 緊急通行車両の通行を確保するため、やむを得ないと認める場合。

(2) 交通情報の把握

町は、宇城警察署、県（宇城地域振興局土木部）と相互に緊密な連絡を取りながら、常に管内の交通事情の把握に努め、その状況及び必要な措置を、関係機関に通知する。

2. 輸送対策計画

町の行う被害者及び災害応急要員の移送並びに災害応急対策用物資資材の輸送の計画は、次に定めるところによる。

なお、町のみでは輸送力が確保されず、又は輸送の円滑が期されないときは、他の関係機関の応援を得て実施する。

緊急輸送に際しては、第 25 節 3 に掲げる表示を車両の前面左側窓に貼付する。

(1) 輸送力の確保

ア 輸送の方法

(ア) 災害時における輸送は災害の状況、輸送路の状況、輸送物資の内容等充分調査し、もっとも迅速、確実に輸送できるものをもって行う。

(イ) 災害時において優先輸送される人員は、災害対策本部員、消防団員、消防職員、応急復旧作業員及び要員並びに被災者等とする。また、物資の輸送については、緊急物資、食料及び飲料水、医薬品及び防疫物資、生活必需品並びに災害用復旧資材を優先輸送する。

イ 車両等の確保

(ア) 町有車両の確保

車両等の把握、配車については、総務課が担当する。各課は車両を必要とするときは、総務課に配車の要請を行う。

(イ) 人力による輸送

災害のため車両等による輸送が不能な場合は、労務者による人力の輸送を行う。

(2) 各輸送関係機関の措置

町内のトラック・バス輸送業者・農業協同組合は、応急対策実施機関の要請を受けたときは、所要の措置を講

じ、輸送力の確保に努めるものとする。また、物資等の緊急輸送については熊本県トラック協会に要請を行う。

(3) 費用の基準及び支払

輸送業者による輸送あるいは車両等の借り上げ費用は、運輸省の認可を受けている場合は、その運賃及び料金とするほか、実費の範囲内とする。なお、官公署及び公共機関保有の車両使用については、燃料費負担程度とし自家用車両等の借り上げについては、謝金として輸送業者に払う料金の範囲内で、所有者と協議して定めるものとする。

(4) 災害救助法による輸送の基準

ア 輸送及び移送の範囲

- (ア) リ災者を避難させるための移送
- (イ) 医療及び助産のための移送
- (ウ) 罹災者救出のための移送
- (エ) 飲料水及び救助用物資の輸送
- (オ) 死体捜索及び死体処理のための輸送

イ 輸送の期間

各救助の実施期間中

第21節 労務供給計画

災害時において応急対策を実施する場合は、町職員をもって充てるが、特定作業あるいは、労力に不足を生じた場合の計画は、次により実施する。

1. 実施機関

災害応急対策の必要な労務者の雇い上げ等については、町長が実施する。

2. 労務者の雇い上げ方法

特定作業に労力が必要なときは、各部の要請（下記の労務者雇い上げ依頼票）により総務課が、宇城公共職業安定所長に依頼し雇用するものとする。

労 務 者 雇 上 げ 依 頼 票

氏 名				作 業 内 容	
雇上げ理由				雇上げ期間	
所 要 人 員	男	女	計	就 労 時 間	
	人	人	人		
就 労 場 所				賃 金	

3. 労務者の作業内容

応急対策に使用しうる労務作業の範囲は次のとおりとする。

- (1) 被災者の救出のための機械器具の操作
- (2) 医療助産の移送

医師等が到着しなければ、医療措置を講じられない重症患者又は医療措置を必要とする患者を病院等に運ぶために、他の方法がない場合。

- (3) 飲料水の供給のための運搬操作、浄水用薬品の配布等
- (4) 救援物資の整理、輸送及び配分
- (5) 死体の捜索処理

4. 賃金の基準

賃金の基準は、民間の雇用賃金に災害時の事情を勘案して、災害対策本部長が定める。

5. 賃金の支給方法

賃金の支給は、各課において支払うものとし、原則として作業現場で当日労務者に対し直接支払う。

第22節 文教対策計画

教育施設の被災又は児童・生徒の被災により、通常の教育に支障をきたした場合に対処する計画である。

1. 実施期間

町立学校における応急教育は、町教育委員会が実施する。

(1) 児童生徒の安全措置

ア 災害が発生し、又は発生する恐れがあるときは、学校長は、事故を未然に防止するため、休校等適切な措置を講ずるものとする。この場合、教育委員会は、あらかじめ基準を示し、学校長と協議する。

イ 学校長は、登下校時に災害が発生した場合を想定して、避難場所をあらかじめ設定しておくものとする。避難場所の名称、所在地等については、常に児童・生徒及び保護者に周知徹底させておくとともに、災害発生の場合は、保護者に児童・生徒の動向を連絡できる体制を考慮しておくものとする。

(2) 災害に伴う学用品の支給

災害のため、住家に被害を受け、就学上欠くことのできない学用品を喪失又は破損し、資力の有無にかかわらず物品販売機構の一時的混乱のため、これらの学用品を直ちに入手することができない状態にある児童・生徒に対して、町は、必要最小限度の学用品を給与し、それらの者の就学の便を図るものとする。

第23節 地震災害応急対策計画

地震災害に対する応急対策については、別冊「美里町防災計画（震災対策）」編によるものとする。

第24節 緊急消防援助隊応援要請計画

緊急消防援助隊運用要綱（平成16年3月26日付け消防震第19号消防庁長官通知）に基づき、緊急消防援助隊の応援を要請する場合は、熊本県消防広域応援基本計画並びに同計画に基づく宇城広域連合消防本部応援計画・受援計画に従い、次により実施するものとする。

1. 応援要請

(1) 町長は、災害が発生し、その状況から管内の消防力だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに知事に対して、緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。

(2) 町長は、緊急消防援助隊の出動要請を行った場合は、宇城広域連合消防本部消防長へ連絡するものとする。

2. 応援等調整本部

(1) 美里町応援等調整本部

ア 町長は、緊急消防援助隊の出動を要請した場合は、町内での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動を支援するため、美里町応援等調整本部（以下、「町調整本部」という。）を設置するものとする。

イ 町調整本部の構成員は、町長又はその委任を受けた者、消防庁派遣職員、県派遣職員、指揮支援部隊長、県代表消防機関の派遣職員又は県内広域応援消防隊の代表、町長が選任した派遣職員とし、町長を本部長とする。

ウ 町調整本部は、消防庁、後方支援本部等と連携し、次の事務を行うものとする。

(ア) 緊急消防援助隊の部隊配備に関すること。

(イ) 関係機関との連絡調整に関すること。

(ウ) 緊急消防援助隊の後方支援に関すること。

(エ) その他必要な事項に関すること。

(2) 熊本県応援等調整本部への派遣

町長は、本町を含む複数の市町村が被災し、熊本県に熊本県調整本部が設置された場合は、あらかじめ選任した職員を派遣するものとする。

第 25 節 自衛隊派遣要請計画

自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 83 条の規定に基づき、災害応急対策実施のために自衛隊の派遣を要請する場合は、次の手続きによる。

1. 要請する災害

災害が発生し、もしくは発生しようとしているとき、人命、身体又は財産保護のため必要な応急対策の実施が町だけでは不可能、もしくは困難であり、自衛隊の活動が必要かつ効果的であると認められたとき要請する。

2. 要請の手続き

自衛隊の災害派遣を要請する場合は、次の事項を記載した文章（別紙 4）又は口頭により、宇城地域振興局長を経由し知事に申し出る。ただし、緊急を要する場合においては、電話等迅速な手段で直接自衛隊に要請を行い、その後速やかにその旨を知事に通知する。

（1）災害の状況

- ア 被災（被災予想）地域
- イ 被災（被災予想）状況
- ウ 被害（被害予想）状況（人命、財産等）
- エ 今後の見通し

（2）要請する理由

- ア 町の措置状況
- イ 自衛隊派遣を必要とする理由

（3）派遣を必要とする期間

（4）派遣を希望する人員、船舶、航空機等の概数

（5）派遣を希望する区域及び活動内容

（6）その他参考となる事項

3. 自衛隊の活動範囲

派遣された部隊は、主として人命、身体及び財産の保護のため防災関係機関と緊密に協力して次に掲げる活動を行う。

- （1）人命の救助
- （2）遭難者等の搜索活動
- （3）消防活動
- （4）水防活動
- （5）人員及び物資の輸送
- （6）救急の医療、防疫
- （7）道路又は水路の啓開（応急復旧）
- （8）通信支援
- （9）給水、炊飯
- （10）入浴支援等

4. 連絡担当者

- （1）町長は、部隊の派遣について通知を受けたときは、関係職員の中から連絡担当者を指名して現地に派遣する。
- （2）連絡担当者は、部隊の受け入れ及び作業について現地における町の責任者として、県、部隊及び町との連絡にあたる。

5. 派遣要請後の措置

町長は、部隊の派遣を受けたときは、次の措置を講じて、部隊の作業を支援し、災害派遣要請の目的を達するよう努めるものとする。

- （1）部隊と応急措置に従事する消防団、その他地元区民との協調を図る。
- （2）自衛隊の宿泊施設及び車両等の保管場所の準備をする。
- （3）応援を求める内容、所要人員及び資機材等の確保について計画を立て、部隊到着後は、速やかに作業が開始できるようならかじめ準備しておく。
- （4）部隊が到着した場合は、部隊を目的地に誘導するとともに、部隊指揮官と協議して作業が他の機関の活動と競合重複せず、最も効果的に作業が分担できるよう配慮する。

6. 派遣部隊の撤収要請

町長は、派遣目的を達した場合、又はその必要がなくなった場合は、速やかに派遣要請の要領に準じて撤収要請（撤収時期及び理由）を行う。

7. 派遣に要した経費の負担

部隊の活動に要した経費のうち、次に掲げるものは町の負担とする。

- (1) 部隊が連絡のために宿泊施設に設置した電話の施設費及び通話料金等。
- (2) 部隊が宿泊のために要した宿泊施設の電気料金及び水道料金。
- (3) 宿泊施設の汚物の処理料金。
- (4) 活動のため現地で調達した資機材等の費用。
- (5) その他必要な事項については、協議して定める。

第26節 災害義援金品募集配分計画

1. 実施機関

災害義援金品の募集、配分については、次の機関をもって協議会を構成し、各機関が共同し、あるいは協力して行う。

町、町社会福祉協議会、民生委員協議会、婦人会、小中学校、区、その他町単位の各種団体。

2. 募集

災害義援金品の募集は、県内又は他の都道府県において、大災害が発生した場合に、次の方法により行うものとする。なお、募集内容にあたっては、被災地の状況等を考慮して行うものとする。県単位機関からの通知を受け、あるいは町単位機関において関係機関が協議して募集することに決定したとき、募集の細部についてさらに協議し、それぞれの組織を通じて、義援金品の募集を呼びかけるものとする。

3. 配分

義援金品は次の方法により配分する。

(1) 配分の基準

配分の基準は、おおむね次のとおりとするが、時定物品及び配分先指定金品については、それぞれの目的に沿って効率的な配分を個々に検討して行うものとする。

ア 一般家庭用物資

全失世帯	1
半失世帯	1／2
床上浸水世帯	1／3

イ 無指定金銭

死者（行方不明者で死亡と認められる者を含む）	1
重傷で傷害が相当残る程度の者	1／2
その他の重傷者	1／3
全失世帯	1
半失世帯	1／2
床上浸水世帯	1／3

(2) 町における配分

県及び郡単位機関から配分を受け、又は町で受けた義援金品は（1）に定める基準を参考にして、民生委員その他機関者の意見を聞き、実情に即した配分を行うものとする。なお、各世帯配分にあつては、「衣料品等生活必需品物資供給計画」に定める配分手続きに準じて行うことを原則とするが、配分物資の条件が異なるので、実情に即して適宜その手続きを変更して差し支えないものとする。

(3) 配分の時期

配分はできる限り受付又は引継の都度行うことを原則とするが、義援金品が少量、少額の時は、世帯別配分を不可能にし、かつ輸送あるいは労力等経費の浪費となるもので、一定量に達したときに行う等、配分の時期には充分考慮して行うものとする。ただし、腐敗変質の恐れのある物資については、速やかに処理するよう常に配慮して扱うものとする。

(4) 義援金品の管理

義援金品及び義援物資は、次の方法により町において管理するものとする。金銭の管理は、預金等確実な方法で保管管理するとともに、現金出納簿を備え付け出納状況を記録し、経理するものとする。なお、預金に伴う利子収入は、義援金に含めて扱うものとする。

第 27 節 その他災害応急対策に必要な事項

1. 応急公用負担

(1) 公用負担を行使できる者

- ア 町長
- イ 警察官
- ウ 指定地方行政機関の長

(2) 人的公用負担

応急措置を実施するのに緊急を要する場合、当該地域内の住民または当該応急措置を実施すべき現場にある者を、公用令書（別紙様式 8 の 1）をもって応急措置の業務に従事させることができる。

(3) 物的公共負担

応急措置を実施するために緊急を要する場合、当該地域内の他人の土地、建物、その他の工作物を一時使用し、又は土石竹木、その他の物件を公用令書（別紙様式 8 の 2）をもって使用し、もしくは収容することができる。

(4) 公的負担の変更及び取消

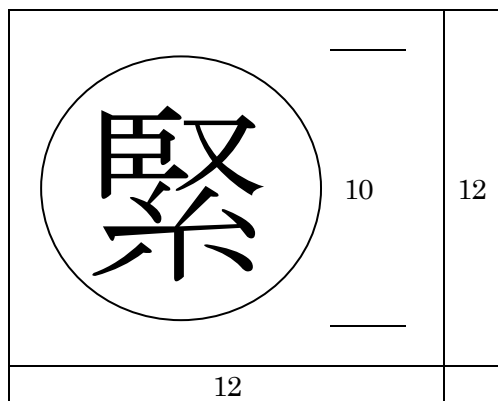
公的令書を交付した後、当該公用令書（別紙様式 9 号）又は公用取消令書（別紙様式 10 号）を交付しなければならない。

2. 災害対策本部に従事する者の腕章

災害対策本部に従事する者は、左上腕に腕章（別紙様式 11 号）を着用する。

3. 災害応急対策に使用する車両の表示

災害応急対策に使用する車両は、当該車両の前面左側窓に次の標示をする。



（備考）

1. 文字及び円の記号の色彩は赤色、地の色彩は白色とする。
2. 図の長さの単位はセンチメートル。
3. 運転者の視野を妨げないようにして車両の前面の見やすい箇所に貼付する。
4. 標識の右下隅に交付番号を記入する。

第4章 災害復旧計画

災害復旧計画は、災害発生後において、被災した各施設の原形復旧に併せ再度災害の発生を防止するために必要な施設の設置又は改良を行う等将来の災害に備えるとともに農林水産業者及び中小企業者に対する融資対策について定めその実施を図るものである。

第1節 施設災害復旧計画

1. 基本方針

- (1) 町は、応急対策を実施した後、できるだけ迅速に着工し、短期間で完了するよう努めるものとする。
- (2) 災害復旧について、再度災害の原因とならないよう完全に復旧工事を行うとともに、原形復旧にとどまらず、さらに災害関連改良事業を行う等施設の向上を配慮するものとする。

2. 復旧計画

災害の復旧に関して、現存の各種法令の規定により恒久的復旧のための災害復旧計画を作成し、速やかに応急復旧を実施するとともに早期着工、短期完成を図ることを目途とする。また、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、復旧・復興の基本方向を定めるものとする。特に、大規模災害時等の場合には、この基本方向に基づき復興計画を作成し、適切な進捗管理を行うとともに、様々な機会を捉え、情報発信を行うものとする。

第2節 生業回復等の資金確保計画

1. 基本方針

被災者の生活安定及び事業回復のための資金については、国、県、町及び各種金融機関の協力のもと、現存の各法令及び制度の有機的な運用により所要資金を確保するよう配慮するものとする。

2. 融資制度の充実

世帯更正資金をはじめとする各種資金の貸し付け、農業協同組合、各種金融公庫、その他一般金融機関の災害融資を充実強化し、被災者の生活安定等を図るための資金確保に努めるものとする。